

**中能登町
公共施設等
総合管理計画**



**平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)
中能登町**

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
1-1 計画の背景と目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画の対象施設	3
1-4 計画の対象期間	3
2. 将来の見通し及び課題に対する基本認識	4
2-1 中能登町の現状	4
(1) 人口の現状と将来の見通し	4
(2) 財政の現状	6
2-2 公共施設等の現状	7
(1) 施設の分類	7
(2) 建築系公共施設	10
(3) インフラ系公共施設	12
2-3 公共施設等に係る将来負担費用の見通し	14
(1) 投資的経費の現況基準値の考え方	14
(2) 建築系公共施設	14
(3) 将来負担費用の見通し	15
(4) 長寿命化対策を反映した将来負担費用の見通し	16
2-4 公共施設等の課題に関する基本認識	23
(1) 品質	23
(2) 供給	23
(3) 管理及び費用	23
3. 公共施設等マネジメントの目標	25
3-1 公共施設等マネジメントに関する基本認識	25
3-2 数値目標	26
(1) 建築系公共施設	26
(2) インフラ系公共施設	26
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
4-1 建築系公共施設	27
(1) 統合・廃止等により保有量の削減に関する方針	27
(2) 建物の安全性及び機能性の確保に関する方針	28
(3) 需要の変化に適応した公共サービスの提供に関する方針	29
(4) 効率的な管理及び財政の健全化に関する方針	30
4-2 インフラ系公共施設	31
(1) 統合・廃止等による保有量の削減及び需要の変化に適応した公共サービスの提供に関する方針	31

(2) 安全性及び機能性の確保に関する方針	31
(3) 効率的な管理及び財政の健全化に関する方針	31
5. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
5-1 建築系公共施設	34
(1) 町民文化系施設	34
(2) 社会教育系施設	36
(3) スポーツ・レクリエーション施設	38
(4) 産業系施設	40
(5) 学校教育系施設	42
(6) 子育て支援施設	44
(7) 保健・福祉施設	46
(8) 行政系施設	48
(9) 公営住宅	50
(10) 公園	52
(11) 供給処理施設	54
(12) その他施設	57
5-2 インフラ系公共施設	59
(1) 道路	59
(2) 橋梁	59
(3) 公園等	60
(4) 上水道施設	60
(5) 下水道施設	61
(6) 農林水産業施設	61
(7) 光ファイバー等	61
5-3 土地の管理に関する基本的な方針	62
6 公共施設管理の継続的な推進に関する方針	63

1 計画策定の背景と目的

1-1 計画の背景と目的

我が国における人口減少及び高齢化の進行は避けられない見通しであることから、地方自治体においても将来の財政負担を踏まえた公共施設等の削減検討が必要になってきています。

この際に、単に公共施設等の廃止・縮小を推進するのではなく、予防保善の観点から既存施設の長寿命化を図るとともに、今後の人口構成や町民ニーズの変化に対応しながら、効果的かつ効率的な整備及び管理運営を図ることにより、安全で持続的な公共施設等のサービスを維持することが求められています。

「公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」）は、「公共施設等の更新問題」に対処し、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、中長期的な視点から、公共施設等の「総量制限」や「配置の見直し」、「ライフサイクルコストの削減」などのファシリティマネジメントを進めていくための基本方針です。

今回は、令和 3 年 1 月 26 日付けで総務省から示された「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、「本計画」の見直しを図ることとします。

中能登町（以下、本町）の具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）等も踏まえつつ、令和 3 年 3 月に策定した「中能登町公共施設個別施設計画」（以下、「個別施設計画」）と連動した、適切な公共施設等の管理推進を目的とします。

※ファシリティマネジメント：不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを事業にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法

1-2 計画の位置付け

本計画は、町の最上位計画である「中能登町総合計画」に則して策定することとします。

また、統一的な基準による地方公会計制度で整備している「中能登町固定資産台帳」更新による管理施設の見直しの機会を踏まえ、公共施設等の役割や機能を横断的に、全庁的な観点から策定するものとします。

さらに、令和３年３月に策定した「個別施設計画」と、「本計画」との整合性に配慮し連動した取り組みを進めます。

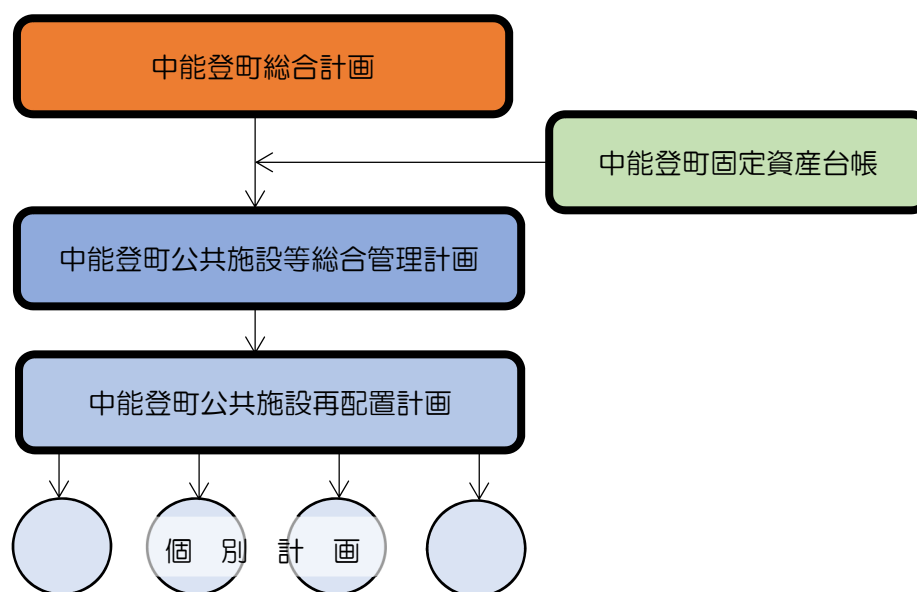


図 1 計画の位置付け

1-3 計画の対象施設

本計画では、今後の大規模改修及び更新を検討する施設として、建築系公共施設とインフラ系公共施設をあわせた公共施設等を対象とします。

なお、「本計画」における施設の現状整理にあたっては、令和元年度末の情報を基本とします。

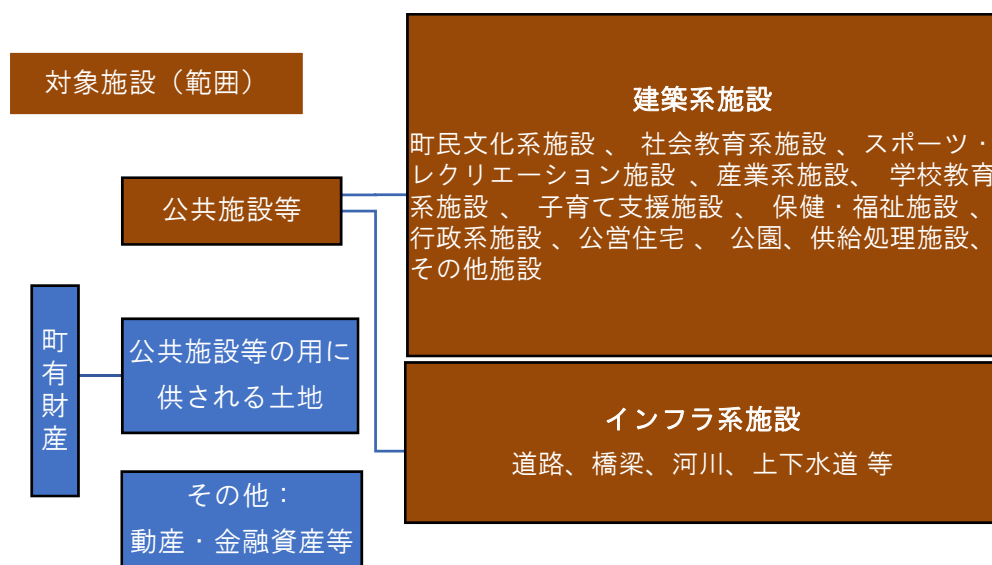


図 2 対象施設

1-4 計画の対象期間

公共施設等の計画的な管理運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠です。

本町の公共施設等の整備年次を見ると、昭和 50 年代に建築ピークがあり、建築系公共施設の改修及び更新サイクル時期に達しつつあるとともに、別に定められた「中能登町人口ビジョン」との整合を図るため、本計画における対象期間を平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。

なお、本計画は、5 年を基本として PDCA サイクルを用い見直しますが、歳入・歳出の状況や制度変更など、計画の前提条件に大きな変更が生じた場合にも適宜見直しを行います。

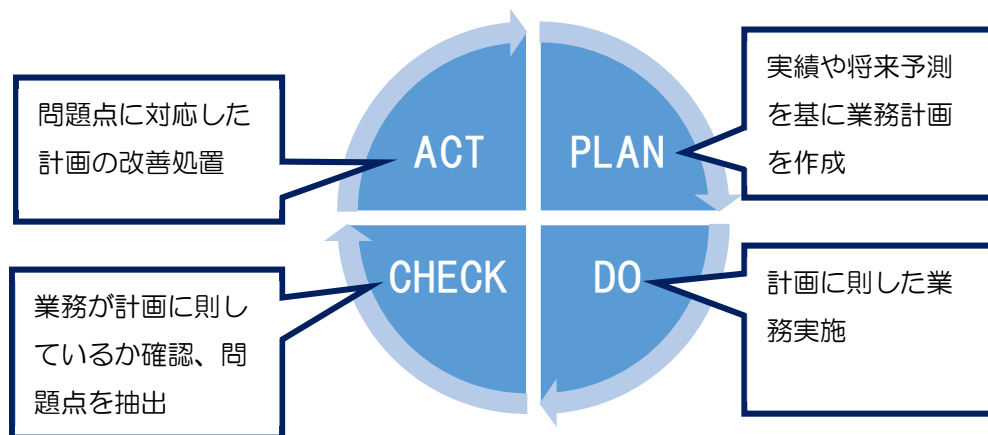


図 3 対象施設

2 将来の見通し及び課題に対する基本認識

2-1 中能登町の現状

(1) 人口の現状と将来の見通し

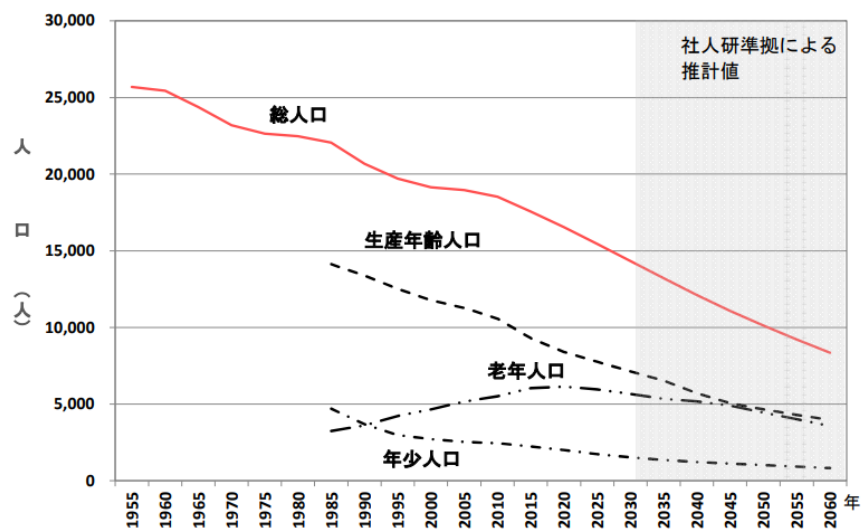
本町の人口は、国勢調査によれば平成 27（2015）年時点で 17,571 人であり、減少傾向が続いています。

同様に、就業者人口、児童数においても減少傾向が続いています。

また、「第 2 期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略・中能登町人口ビジョン」の推計でも将来に向けて人口は減少すると予測されており、令和 32（2050）年には 10,125 人になるとされています。

人口構造をみると、出生率全国 1 位を目指し、0～14 歳（年少）人口が増加を促し微増傾向としていますが、15～64 歳（生産年齢）人口や 65 歳以上（老年）人口は全国的な傾向と同様に、減少傾向を予測しています。

このような人口の減少や年齢構造の変化により、公共施設等の需要量や求められる役割も今後大きく変化していくものと考えられます。



注) 1955～2015 年の人口は国勢調査より作成、2020 年以降は社人研準拠推計値より作成

年少人口は 0～14 歳、生産年齢人口は 15～64 歳、老年人口は 65 歳以上を指す

図 4 年齢 3 区分別人口の見通し

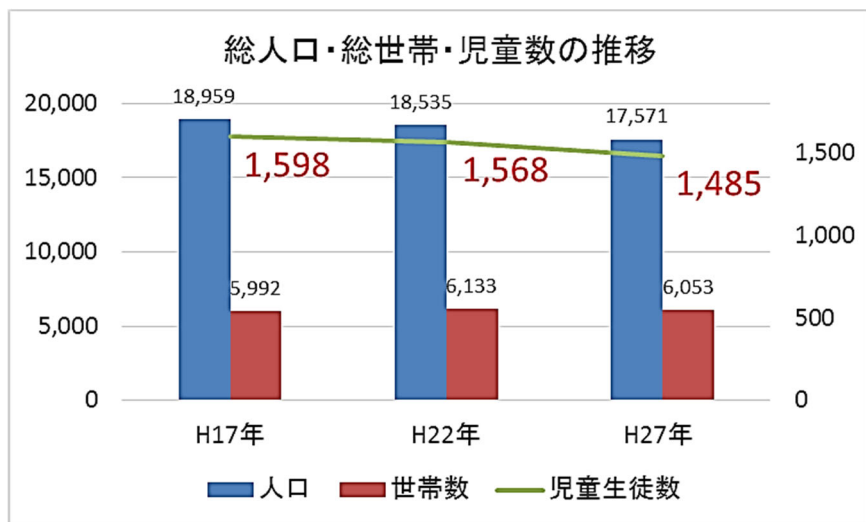


図 5 総人口・総世帯数・児童数の推移

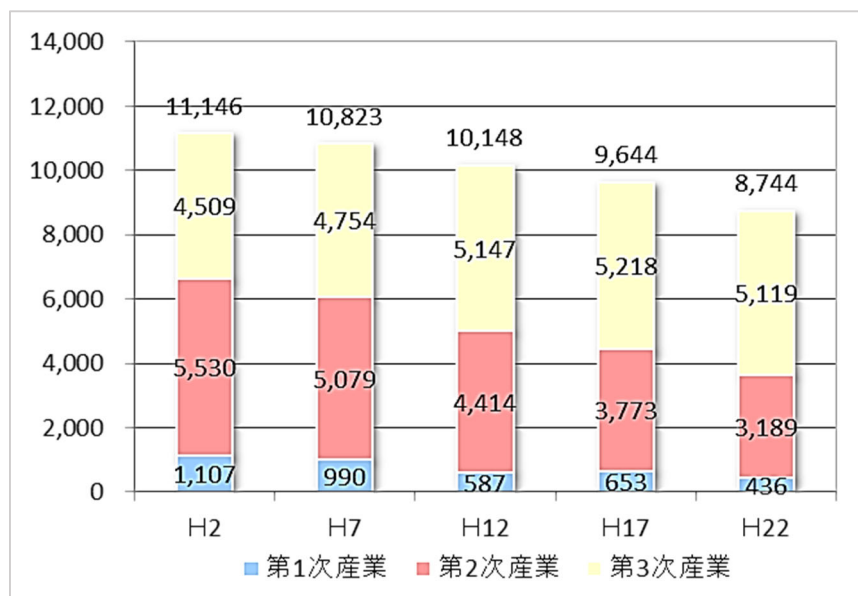


図 6 産業分類別就業人口の推移

(2) 財政の現状

①歳入

本町の歳入状況は、近年 10 年間では平成 24 年度の 147 億円をピークに年々減少しています。
令和 2 年度決算では、歳入 136 億円で、地方交付税が全体の 34%を占めています。

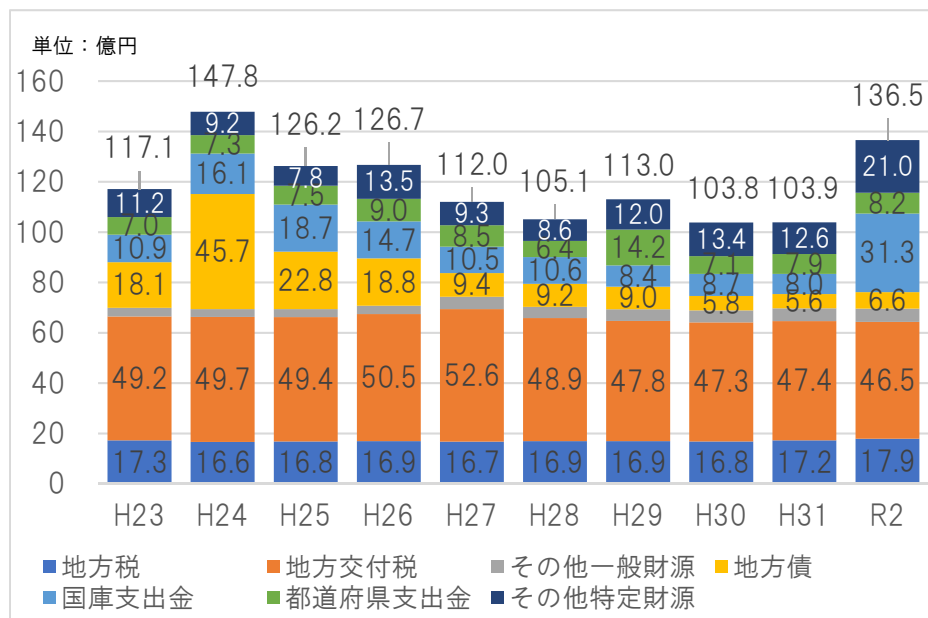


図 7 歳入の推移

②歳出

本町の歳出状況は、近年 10 年間の推移を費用科目別に見ると、投資的経費が最も多く、補助費等や人件費や維持補修費の割合も多くなっています。

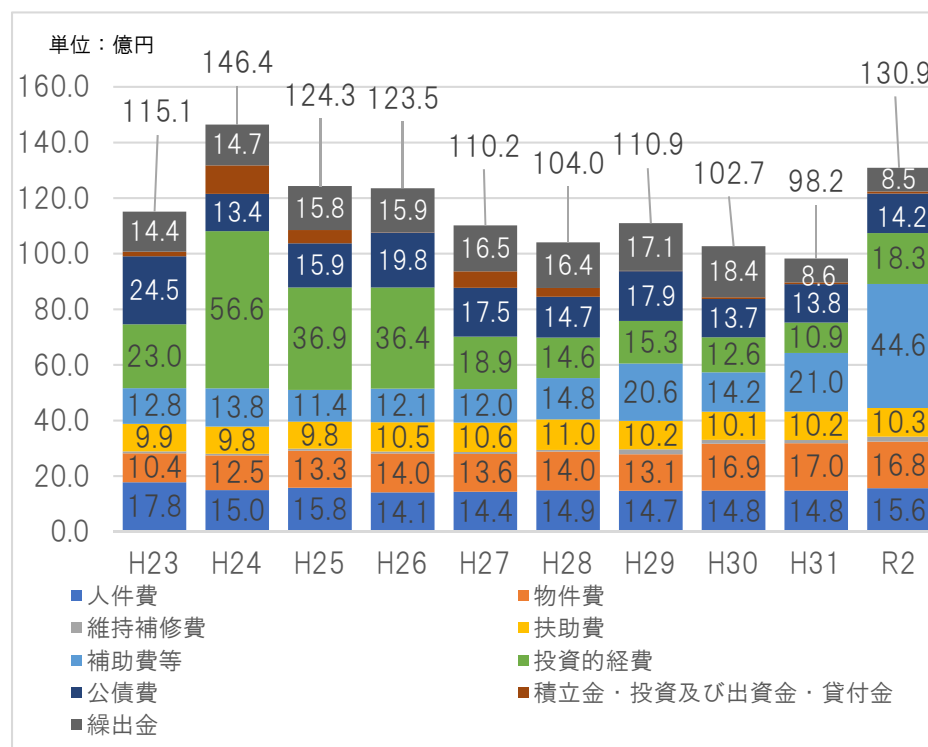


図 8 歳出の推移

2-2 公共施設等の現状

(1) 施設の分類

原則として、本町の所有する全ての施設を対象とします。

対象となる施設は、大きくは建築系公共施設とインフラ系公共施設に分類されます。

表 1 公共施設等の分類

※表 1 は別添

表1 公共施設等の分類

区分	大分類	中分類	主な施設
建築系 公共施設	町民文化系施設	集会施設	公民館、集会所、古民家みおやの里等
		文化施設	生涯学習センターラピア鹿島、カルチャーセンター飛翔、ふるさと創修館
	社会教育系施設	図書館	中能登町立図書館、ふるさと創修館図書室、カルチャーセンター飛翔図書室
		博物館等	石動山、雨の宮能登王墓の館、ふるさと創修館等
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	中能登町運動公園、鹿島体育センター、スポーツセンターろくせい等
		レクリエーション施設	健康ハウス憩
	産業系施設		道の駅織姫の里なかのと、能登テキスタイル・ラボ、能登上布会館、パルみおや
	学校教育系施設	学校	中能登中学校、鳥屋小学校、鹿島小学校、鹿西小学校
		その他教育施設	
	子育て支援施設	幼稚園・保育園	こすもす保育園、たんぼぼ保育園、あおば保育園、つくし保育園、さくら保育園
		幼児・児童施設	かしま児童館、とりや放課後児童クラブ等
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	デイサービスセンター、ふれあいセンター等
		障害福祉施設	
		児童福祉施設	
		その他社会福祉施設	保健センターすくすく
	行政系施設	庁舎	総務庁舎、行政サービス庁舎、ケーブルテレビ放送センター
		消防施設	中能登消防署、分団詰所
		その他行政系施設	
	公営住宅		町営住宅
	公園		公園施設（トイレ、休憩所等）
	供給処理施設		浄水場、クリーンセンター等
	その他		旧学校施設等

区分	大分類	中分類	主な施設
インフラ系 公共施設	道路		
	橋梁		
	公園等		能登歴史公園等
	上水道施設		上水道
	下水道施設		下水道
	農林水産業施設		農業用ため池、農業用排水施設
	その他		

(2) 建築系公共施設

建築系公共施設の延床面積の状況は、学校教育系施設が 26.7%を占め最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション施設が 9.2%となっています。(その他を除く。)

表 2-1 建築系公共施設の推移(延床面積(m²))

延床面積(m ²)推移	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R 元 年度末
町民文化系施設	13,290	12,671	12,671	13,035	13,035
社会教育系施設	3,788	3,788	3,788	3,788	3,788
スポーツ・レクリエーション 系施設	15,432	15,432	15,424	14,244	14,244
産業系施設	4,576	4,576	4,576	4,576	4,576
学校教育系施設	41,351	41,351	41,304	41,304	41,304
子育て支援施設	10,344	10,344	10,391	10,294	10,294
保健・福祉施設	7,100	7,100	7,100	7,150	7,150
行政系施設	12,291	12,291	12,157	12,157	12,157
公営住宅	11,540	11,540	11,540	11,547	11,555
公園	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
供給処理施設	5,318	5,318	6,391	6,293	5,268
その他	31,509	31,509	31,509	28,916	29,941

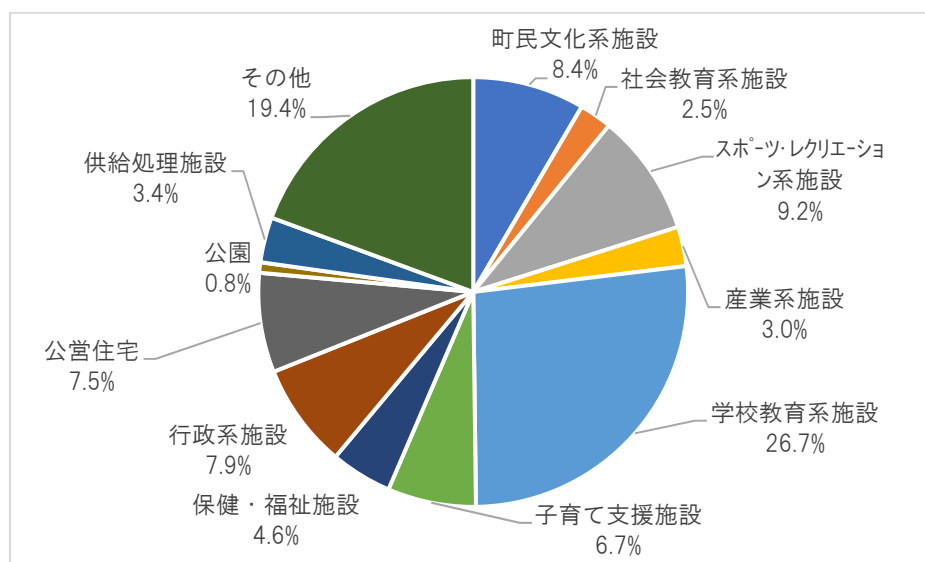
表 2-2 建築系公共施設の推移(施設数)

施設数	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R 元 年度末
町民文化系施設	14	12	12	12	12
社会教育系施設	8	8	8	8	8
スポーツ・レクリエーション 系施設	18	18	18	17	17
産業系施設	5	5	5	5	5
学校教育系施設	4	4	4	4	4
子育て支援施設	14	14	15	11	11
保健・福祉施設	10	10	10	10	10
行政系施設	13	13	13	13	13
公営住宅	9	9	9	9	9
公園	18	18	18	18	18
供給処理施設	19	19	20	19	18
その他	44	44	44	46	47

表 2-3 建築系公共施設の減価償却率の推移

	減価償却率
H29 年度末	52.5%
H30 年度末	54.9%
R 元年度末	55.8%

図 10 建築系公共施設の現況



(令和元年度末時点)

■現在要している維持管理経費

建築系公共施設の令和元年度の執行伝票によるコスト分析を行った結果は次のとおりとなっています。

表 2-4 現在要している維持管理経費

単位：円

	維持管理経費 計 (A)	減価償却費 計 (B)	トータルコスト (A+B)
町民文化系施設	97,800,827	140,457,446	238,258,273
社会教育系施設	64,062,913	1,597,043	65,659,956
スポーツ・レクリエーション系施設	53,949,258	59,041,705	112,990,963
産業系施設	91,155,987	22,468,794	113,624,781
学校教育系施設	223,924,520	164,986,733	388,911,253
子育て支援施設	582,698,055	132,696,994	715,395,049
保健・福祉施設	314,239,533	47,100,870	361,340,403
行政系施設	218,820,200	34,758,836	253,579,036
公営住宅	18,489,472	39,913,830	58,403,302
公園	69,734,626	6,657,658	76,392,284
その他	13,468,386	14,423,160	27,891,546

(3) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設の状況は、下表のとおりとなっています。

表 3 インフラ系公共施設の推移(道路)

道路		町道		
		1 級	2 級	その他
H27 年度末	道路延長(km)	41.8	75.2	282.1
	面積(k m ²)	283.5	421.7	1381
H28 年度末	道路延長(km)	41.8	75.2	279.3
	面積(k m ²)	283.5	421.9	1371
H29 年度末	道路延長(km)	41.8	74.6	277.8
	面積(k m ²)	283.6	422.9	1369
H30 年度末	道路延長(km)	41.8	74.5	278.8
	面積(k m ²)	283.6	424	1378
R 元年度末	道路延長(km)	41.8	74.4	277.4
	面積(k m ²)	286.4	424.8	1374

表 3-2 インフラ系公共施設の推移(橋梁)

橋梁		PC 橋	RC 橋	鋼橋
H27 年度末	橋梁数(橋)	24	223	3
	延長(m)	615	1,032	45
	面積(m ²)	3,352	5,274	264
H28 年度末	橋梁数(橋)	42	205	3
	延長(m)	813	815	49
	面積(m ²)	4,047	4,610	259
H29 年度末	橋梁数(橋)	42	204	3
	延長(m)	813	815	49
	面積(m ²)	4,047	4,610	259
H30 年度末	橋梁数(橋)	53	195	3
	延長(m)	936	701	49
	面積(m ²)	4,659	4,085	259
R 元年度末	橋梁数(橋)	53	188	3
	延長(m)	936	694	49
	面積(m ²)	4,659	4,046	259

表 3-3 インフラ系公共施設の推移(上水道)

上水道		導水管	送水管	配水管
H27 年度末	延長(m)	6,463	6,193	237,859
H28 年度末	延長(m)	6,463	6,193	240,165
H29 年度末	延長(m)	6,463	6,193	242,416
H30 年度末	延長(m)	6,463	6,652	243,454
R 元年度末	延長(m)	6,463	7,118	244,263

表 3-4 インフラ系公共施設の推移(下水道)

下水道		下水道	農排		個別
H27 年度末	延長(m)	228,498	26,252	浄化槽 (基)	30
H28 年度末	延長(m)	227,925	26,252	浄化槽 (基)	30
H29 年度末	延長(m)	228,028	26,252	浄化槽 (基)	30
H30 年度末	延長(m)	241,267	16,655	浄化槽 (基)	37
R 元年度末	延長(m)	241,657	16,655	浄化槽 (基)	37

表 3-5 減価償却率の推移(インフラ施設)

	道路	橋梁	水道	下水道
H29 年度末	72.4%	46.3%	35.0%	36.3%
H30 年度末	74.2%	48.0%	36.8%	37.8%
R1 年度末	76.2%	49.6%	38.6%	39.6%

2-3 公共施設等に係る将来負担費用の見通し

平成 29 年 3 月に「本計画」を策定した際には、総務省から提供されたソフトを利用し、今後 40 年間、このまま全ての公共施設等を保有し続けた場合の必要コストを試算しました。

今回の見直しでは、平成 28 年度から総務省通達により全国の地方公共団体で導入された、「統一的な基準による地方公会計制度」を実施するために整備が必須である固定資産台帳を基に、本町の施設を保有するために必要な将来更新費用の試算を行いました。今回、令和元年度末時点の固定資産台帳の数値を利用することで、それぞれの固定資産の取得金額や取得年月日を特定できるため、平成 29 年 3 月の「本計画」策定時よりも将来負担コストの試算額精緻化することができました。

また、この方法による試算は、公会計及び固定資産台帳整備の目的でもある「ICTを活用した公共施設マネジメント」を今後推進していくことに対しても有効です。

(1) 投資的経費の現況基準値の考え方

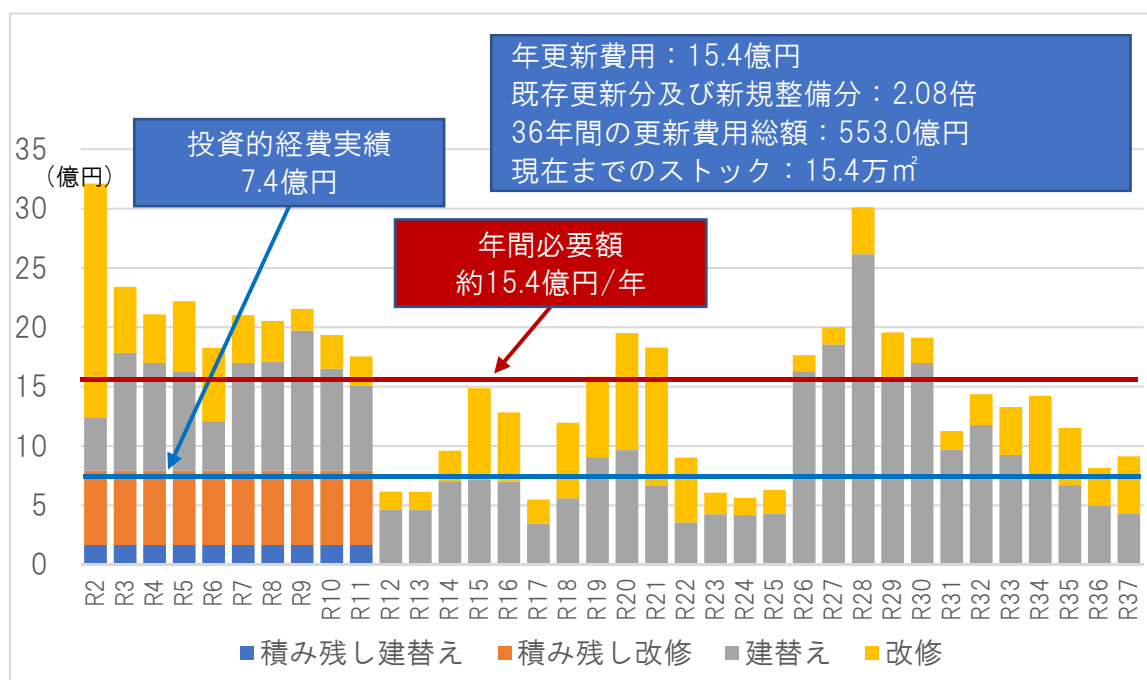
建築系公共施設に関する新規・更新・用地取得に関するシミュレーションの基準となるのは策定年までの直近 5 年間が基本です。

より現実に近い建築系公共施設に関する投資的経費額を基本額とするため、平成 27～31 年度の実績値の平均 7.4 億円を現実的な投資的経費と設定します。

(2) 建築系公共施設

建築系公共施設に関するこれまでの平均的投資的経費 7.4 億円に対し、令和 2 年～令和 37 年までの 36 年間の建築系公共施設に関する投資的経費の年間必要額は 15.4 億円と推計されました。

図 11 建築系公共施設の更新費用予測の試算

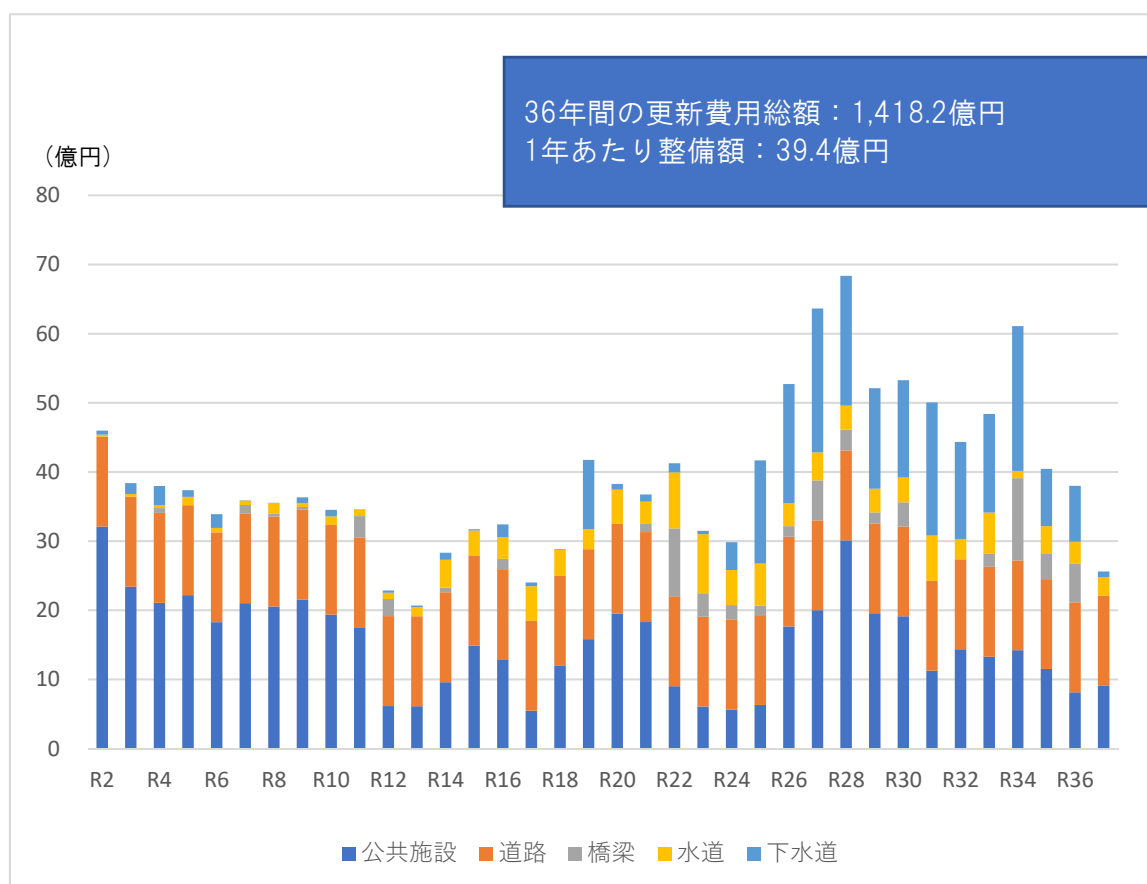


(3) 将来負担費用の見通し

インフラ系施設を含む全体投資的経費についてもこれまでの平均的投資的経費 14.3 億円に対し、今後 36 年間の平均が 39.4 億円と推計されました。

一年あたりに不足する更新費用の 25.1 億円をすべて町民税で賄うと仮定すると、平成 27 年の生産年齢人口一人あたり 308,695 円の負担増となります。

図 12 投資的経費予測



（４）長寿命化対策を反映した将来負担費用の見通し

（４）－１ 長寿命化の目標

（４）－１－１ 耐用年数（寿命）の考え方

本章（２），（３）では、統一的な基準による地方公会計制度に基づいて本町が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行いました。その際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の４つに分類されます。

表 3-6 耐用年数の分類

物理的 耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的 耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定 耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数（固定資産台帳で採用）
機能的 耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的变化等に対して陳腐化する年数

上記のうち、「物理的耐用年数」が、その他の耐用年数より長くなるのが一般的ですが、固定資産台帳では「法定耐用年数」を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章（２），（３）です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで長寿命化を図る取り組みが増えています。本町でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要とされています。

（４）－１－２ 長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように公会計で利用している固定資産台帳では、「法定耐用年数」を採用しています。本章（２），（３）の試算結果は、「法定耐用年数」を迎えた時点で更新する場合の見込み額ですが、本町のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、利用しています。

また、公共建築物は、「法定耐用年数」を迎える途中で改修することにより、実際に使用できる期間を延長できると考えられます。

これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、「法定耐用年数」以上の期間、使用できると仮定して試算します。

その場合の建築物の計画建替年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方（（社）日本建築学会）」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて「目標使用年数」を設定することとします。

（４）－２ 公共建築物 建替年数の設定

「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて、公共建築物の「目標耐用年数」を次のとおりとします。

表 3-7 目標耐用年数(公共建築物)

公共建築物の構造		公共建築物の 耐久計画における 目標耐用年数	目標 耐用年数	目標 耐用年数
			(上限値)	(平均値)
SRC 造	高品質	80～120 年	120 年	100 年
RC 造	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
S 造	普通品質	50～80 年	80 年	65 年
	軽量鉄骨 造	30～50 年	50 年	40 年
CB 造		30～50 年	50 年	40 年
木造		30～50 年	50 年	40 年

※SRC 造・RC 造の高品質、普通品質の区別は、耐久性の高低によります。

※S 造の普通品質、軽量鉄骨の区別は、骨格材の厚みによります。

表 3-7 で示す通り、「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて算出する、構造別の「目標耐用年数」には下限と上限に大きな幅があることから、予防保全型の管理とする公共建築物の建替年数を、その幅の中で決定する必要があります。

建替年数を「目標耐用年数」の上限値とした場合、「普通品質の SRC 造・RC 造・S 造」の公共建築物は建替年数が 80 年、「軽量鉄骨造・CB 造・木造」が 50 年となりますが、建設から建替までに、設備や機能が劣化することや、今後の人口減少等社会的要因による施設の利用用途の変更等が考えられること等から建替年数は上限値ではなく、より安全かつ効果的に利用できると考えられる値に設定することが望ましいと考えます。

そこで、今回の耐用年数は「目標耐用年数」の平均値を採用値とすることとします。この平均値は、「建築工事標準仕様書（JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会）」における鉄骨鉄

筋コンクリート（SRC）造・鉄筋コンクリート（RC）造の構造躯体の「目標耐用年数」として
いる 65 年と同一であり、平均値を採用する根拠の一つと考えています。

（４）－２－１ 公共建築物 長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算

今回の総合管理計画改定業務では、長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算と、それによ
る効果額の算出が必要です。

耐用年数については、図表 3-7 で示す平均値を用います。また、算出の条件として、本章
（２）と同じく、公共建築物の将来必要額試算するための

- ・耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替
- ・耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約 6 割の額で改修

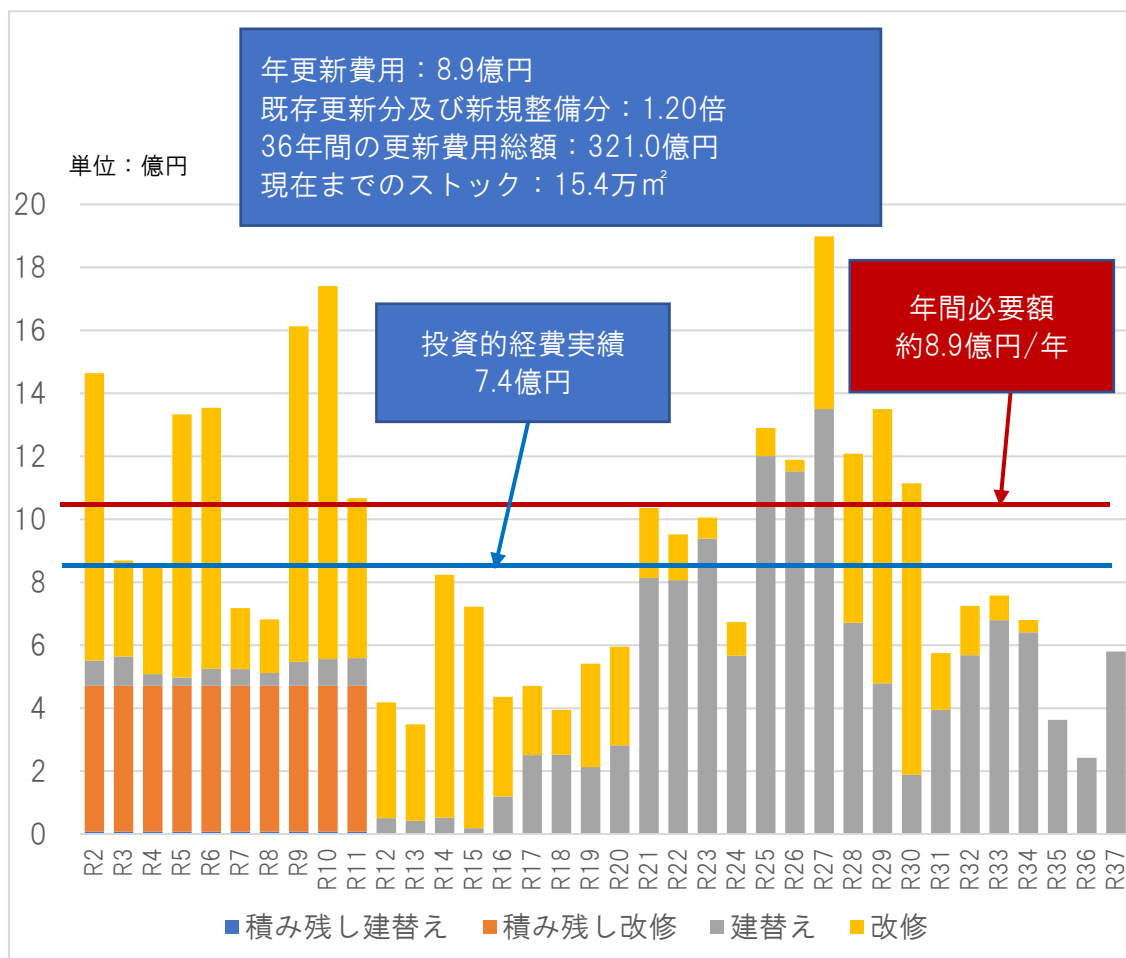
という条件にて試算しました。

表 3-8 対象施設の構造別長寿命化対策時の耐用年数

構造	耐用年数
RC（鉄筋コンクリート）	65
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）	65
鉄骨造	52
木造	40
その他	40

これらの条件により、試算した結果、公共建築物の長寿命化対策を行う場合の将来必要額は、次のとおりとなりました。

図 12-1 将来必要額試算(長寿命化 公共施設)



＜試算結果＞

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和2年から令和37年までの合計で、約321億円（約8.9億円/年）となります。

平成29年3月の「本計画」策定時の試算では、約598.9億円（約15.0億円/年）、本章図11で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約553億円（約15.4億円/年）だったため、長寿命化により将来必要額は大きく抑えられることになります。

ただし、既往実績額が約7.4億円/年に対して、必要な金額は約8.9億円となるので、長寿命化対策を実施しても、将来必要額が不足していることがわかります。

(4) - 3 インフラ施設 長寿命化の目標

(4) - 3 - 1 耐用年数（寿命）の考え方

本章(4) -1-1で示したように、固定資産台帳ではインフラ資産についても、「法定耐用年数」が採用されています。公共建築物と違い、インフラ資産は、住民の生活に密接に関わる資産が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、インフラ施設についても、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、各部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が、各自治体により図られています。

本町でも、予防保全型管理の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長くインフラ資産を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていくこととします。

(4) - 3 - 2 長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ資産も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。

インフラの更新年数は、それぞれ次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

・道路（舗装）

本町では、多くの舗装路面がアスファルトで、「法定耐用年数」は10年ですが、一部の道路ではコンクリート舗装（法定耐用年数15年）が存在しています。また、本町における過去の道路保全策では、10年以上継続して使用していることがほとんどとなっています。

従って、今回の長寿命化対策については、「法定耐用年数」の1.5倍は使用可能と判断し、アスファルトの耐用年数を15年、コンクリートの耐用年数を22年と設定することとします。

・橋梁

橋梁は、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、最長で60年となっています。今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究（国土交通省 国土技術政策総合研究所）」で示されている内容を踏まえ、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の1.5倍は使用可能と判断し、試算することとします。

・上下水道

上下水道管の使用可能年数は、管の素材や敷設箇所等、様々な要因によって異なります。そのため、管ごとに使用可能年数を設定することは難しいと考え「水道におけるアセットマネジメント 実使用年数に基づく更新基準の設定例（厚生労働省）」で示されている実使用年数の設定値例の平均値を使用可能年数と設定します。水道管については、同資料内で実使用可能年数として設定されている40年～80年の平均値を採用し、長寿命化の試算を行います。以上をまとめると、表3-9の通りとなります。

表 3-9 上下水道 使用可能年数

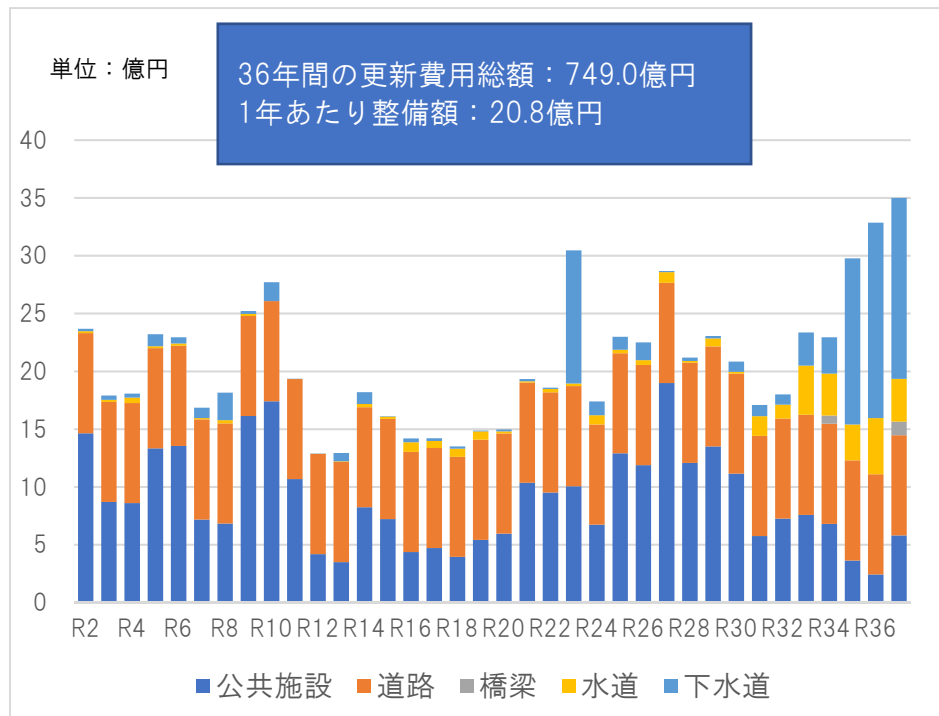
分類	使用可能年数
建築	70 年
土木	73 年
電気	25 年
機械	24 年
計装	21 年
管	60 年

※本町の水道事業固定資産台帳は、資産毎に分かれておらず、一式での登録となっているため、表 3-9 のような細分化が不可となり、水道管の通常耐用年数が 38 年に対して使用可能年数が 60 年のため、約 1.5 倍と判断し、全資産を、「法定耐用年数」の 1.5 倍使用可能と判断して、試算を行いました。

(4) - 3 - 3 長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算

公共建築物と同様に、インフラ資産も長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算が必要です。上記の考え方に基づいて試算を行った結果、公共施設等全体の合計は、次のとおりとなりました。

図 12-2 将来必要額試算(長寿命化__全施設)



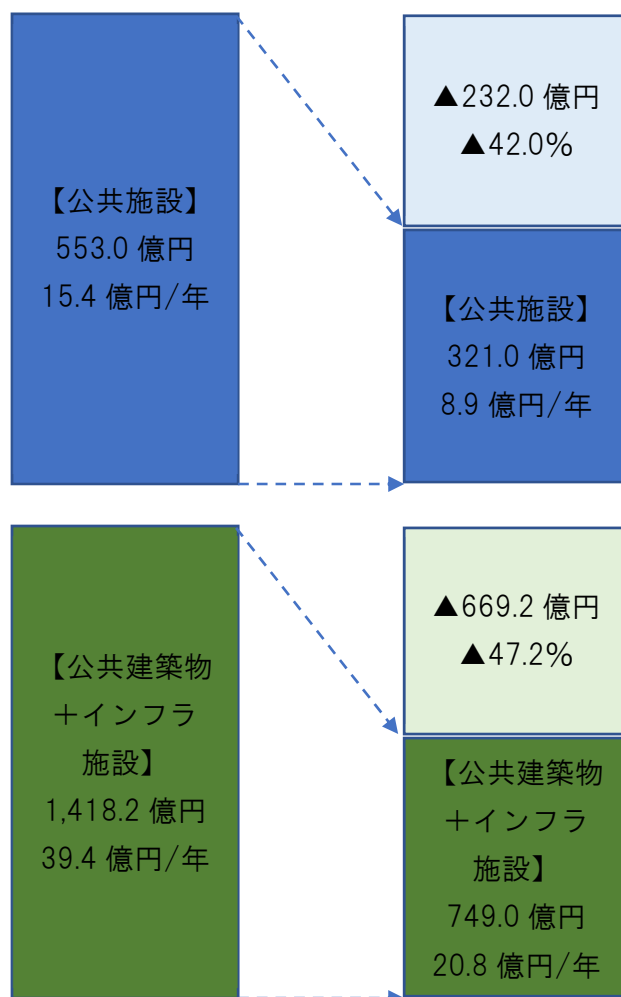
<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、今後 36 年間で、約 749 億円 (約 20.8 億円/年) となります。

平成 29 年 3 月の「本計画」策定時の試算では、約 1349.6 億円（約 33.7 億円/年）、本章図 12 で示したように固定資産台帳を用いた「法定耐用年数」での更新試算では、約 1418.2 億円（約 39.4 億円/年）だったため、長寿命化により将来必要額が抑えられることがわかります。

（５）対策の効果額

長寿命化対策を行うことにより、将来の更新費用を抑えられることがわかりました。長寿命化対策による効果額は次のとおりです。



2-4 公共施設等の課題に関する基本認識

「2-1 中能登町の現状」及び「2-2 公共施設等の現状」を踏まえ、品質、供給、管理及び費用の観点から、本町が公共施設等に関して抱えている課題は下記の通りまとめることができます。

(1) 品質

①老朽化対策

建物等の改修期限を超えた施設のうち、今後も継続して活用する建物等については、早急な老朽化対策が求められます。

耐用年数が超過した施設については、今後、建物等の継続の是非を含めた改修または更新の方針を検討する必要があります。

②耐震化

耐震化が必要な建物等のうち、今後も継続して活用する建物等については、早急な対応が求められます。

③機能性向上

今後ますます進む少子高齢化等の影響を受け、建物の構造や機能に利用者への配慮が求められます。

老朽建物では、設計や設備の機能性及び意匠性の陳腐化も見られるため、今後も継続して活用する建物については、機能性の向上につながる設備等の更新について検討する必要があります。

(2) 供給

①供給量・配置の検証

本町では、全国平均に比べ、町民一人当たりの建築系公共施設の延床面積が大きく、供給過剰となっている可能性があることから、適正な供給量と配置について見直す必要があります。

②公共サービスの検証

社会経済状況の変化に伴い、求められる公共サービスのあり方が変化することから、現在の公共サービスや公共施設が社会の要請に適応しているかを常に検証し、必要に応じて見直す必要があります。

(3) 管理及び費用

①改修及び更新費用の抑制

建物等の安全性及び機能性を確保するためには、定期的な改修及び更新が必要ですが、今後36年間に要する公共施設等の改修及び更新にかかる費用予測に対し、充当可能な財源は1年間当たり7.0億円不足しているため、この格差を解消するための施策を講じる必要があります。

また、公共施設等の建築時期が一定期間に集中していることから、計画的な改修及び更新の実施により財政負担の平準化を図る必要があります。

②管理運営費用の抑制

公共施設等の多くが町の直営により管理されており、より効率的な管理運営を図るため、地縁団体や民間資本を活用した管理手法の導入について検討する必要があります。

投資的経費の実績額より将来負担コスト試算の方が多いため、減価償却費を含めた施設運用に必要なトータルコスト削減を意識した施設マネジメントを推進する必要があります。

③厳しい財政運営と財源確保の必要性

少子高齢化や生産年齢人口の減少に伴い、住民税等の歳入が減少する一方で、福祉費用等の歳出は増加すると予測されています。

さらに、平成 27 年度からは普通交付税の合併特例加算措置が段階的に減額されており、歳入においては依然厳しい状況が続く見通しです。

公共施設等を適切に運営維持していくためには、管理運営費用及び改修または更新に係る費用を抑制することが重要かつ緊急の課題ですが、過度な費用抑制により必要な公共サービス水準が低下しないよう、多角的な観点から財源の確保に努める必要があります。

公共施設等の費用負担について、特に一部の限られた町民のみが利用する施設については、施設を利用しない町民との負担バランスが適正であるかを検証する必要があります。

既に公共施設としての役割を終えた普通財産や今後廃止される施設については、適切な運用または処分の方針を検討する必要があります。

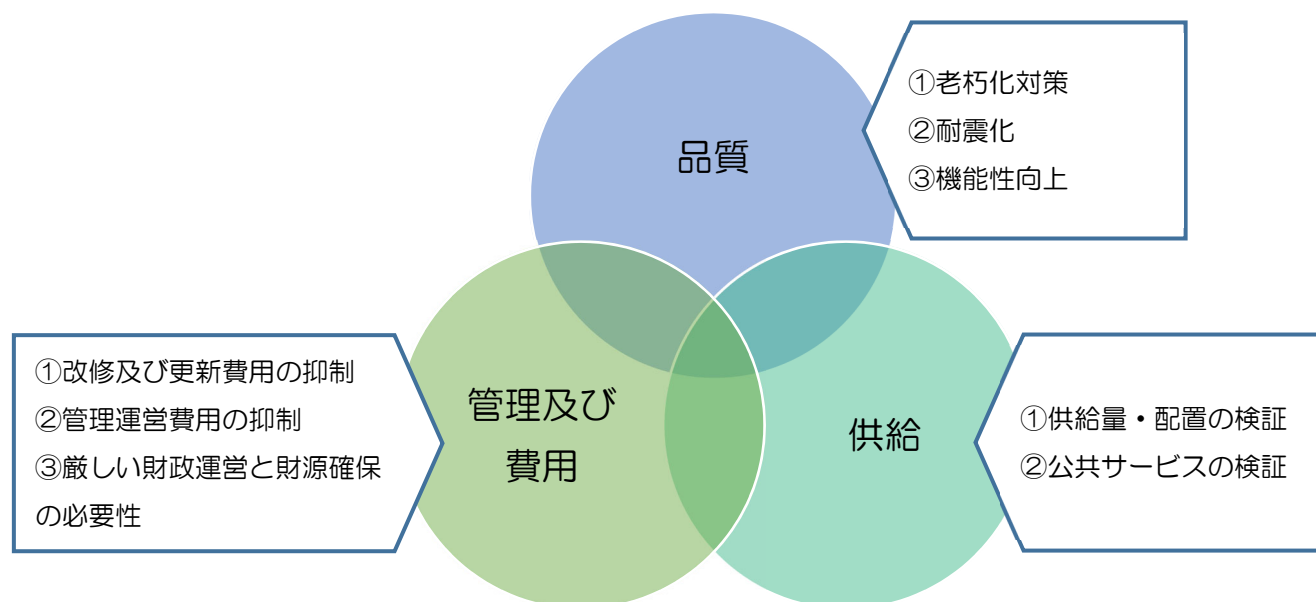


図 13 公共施設等の課題に関する基本認識

3 公共施設等マネジメントの目標

3-1 公共施設等マネジメントに関する基本認識

「2-4 公共施設等の課題に関する基本認識」で示した通り、本町では公共施設等に関する多様な課題を抱えています。しかし、これらの課題の多くは、公共施設等が設置された時代の社会経済情勢に基づく運営管理方針のまま、時代に応じた見直しがなされなかったことにより生じた歪みが現在まで蓄積された結果であると言えます。

したがって将来にわたり公共施設等を適正に運営維持していくためには、今後の社会経済情勢を展望し、公共施設等に求められる社会的意義を明らかにした上で、変化に合わせた適正なマネジメントが行われる仕組みづくりが求められます。

また、「2-3 公共施設等に係る将来負担費用の見通し」でも示した通り、現在町が保有する公共施設等の全てを改修及び更新し、適正な管理を続けることは、財政上難しく、今後はその保有量も削減していく必要があります。

そこで、本町では、公共施設等マネジメントを推進するために、下に示す公共施設等の統合・廃止等による保有量の削減を前提とした目標を掲げ、これにより公共サービスを健全に運営管理していきます。

- 安全性・機能性の確保
- 将来の人口動態・需要に見合った供給
- 管理運営及び維持更新に係る費用の抑制

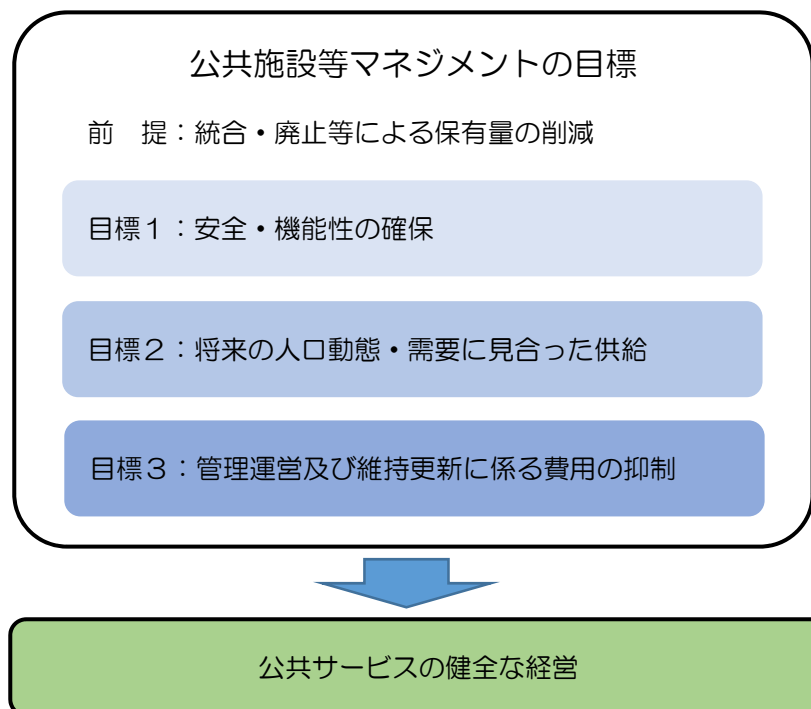


図 14 公共施設等マネジメントに関する基本認識

3-2 数値目標

(1) 建築系公共施設

平成 29 年 3 月に策定した「本計画」では、令和 37 年までに建築系公共施設の延床面積の総量を、56%削減することを目標とし、令和 8 年度までに、施設総量を 25%削減することを目標としました。

平成 29 年 3 月に策定後、令和元年度末までの 3 年間で削減目標の達成状況は次のとおりです。

(1) — 1 過去に行った対策の実績

固定資産台帳整備後から令和元年度末まで、建築系公共施設についての対策は、次のとおりです。

表 3-1 過去に行った対策の実績

年度	対象施設	工事内容	対策
H28	鹿西小学校	大規模改修工事	長寿命化
H29	鹿西小学校	防災機能強化工事	長寿命化
H30	鳥屋小学校	防災機能強化工事	長寿命化

施設削減の実績（無償貸与含む）は、次のとおりです。

表 3-2 削減率

延床面積 (㎡)	H27 年度末	157,760
	R1 年度末	145,124
削減面積 (㎡)		12,636
削減率		8.0%

令和元年度末時点での削減率は、2.1%となっており、令和 8 年度までの目標である 25%削減に向けて、引き続き取り組みを行っていきます。

(2) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設についても投資的経費の大幅な増加が試算されたことを踏まえ、長寿命化を計画的に進め、財政負担の軽減と資産の適切な維持管理を行っていくものとします。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「3 公共施設等マネジメントの目標」を達成するために、公共施設等の管理に関する実施方針を定め、この方針に従い運営管理を進めます。

4-1 建築系公共施設

(1) 統合・廃止等により保有量の削減に関する方針

①適正な保有量の検証

公共施設等の縮減すべき量を把握するにあたって、まずは適正な保有量を検証します。

適正な保有量は、前述の目標を達成するために、「品質」、「供給」、「管理及び費用」のそれぞれの視点から検証を行うものとし、公共施設等の改修及び更新に充当可能な将来の財源の見込みから維持可能な保有量を検証する他、近隣類似自治体における町民1人当たりの保有量との比較、意向調査による町民の需要や利便性等の把握を踏まえて適正な水準を設定します。

②施設評価による運用方針の検討

公共施設等の保有量を適正に縮減するために、公共施設等マネジメントを通じて下記に示す施設評価を実施し、各施設の今後の運用方針を明確化します。

1)一次評価

公共施設等の運営管理にかかる費用対効果の程度や、建物の安全性等の性能に関して、類似施設等との比較を行い、相対的な位置付けから各施設の課題を整理するとともに、今後の利活用の方方向性を導きだし、今後の検討の材料とします。

2)二次評価

公共施設等の配置状況から、利便性や防災上の重要性、類似施設の重複、人口分布と照らし合わせた偏在傾向、他関連計画との整合性等について、町全体及び地区別に検証し、各施設の統合・廃止等に関する方向性を検討します。

なお、本町が保有する公共施設等の他、近隣自治体が保有する類似施設等との相互利用や、民間施設の活用も考慮します。

3)三次評価

公共施設等の適正な保有量を実現するため、一次評価及び二次評価を踏まえ、さらに、町民意向や各施設の個別的な事情を加味して総合的に検討し、各施設の今後の運用方針について、「継続」、「運営改善」、「改修・更新」、「転用」、「多機能化・複合化」、「機能停止」、「除却」等、具体的に判定します。

さらに、この判定に基づき統合・廃止等を推進し、公共施設等の保有量の削減を図ります。

(2) 建物の安全性及び機能性の確保に関する方針

①計画的な修繕、大規模改修、更新等の実施

- 前項の施設評価により維持すべきと判断された建物のうち、建築後 30 年を超える建物については、防災上の重要性や利用者数等に応じて優先順位を定めた上で、順次点検や診断を行い、必要に応じて大規模改修を実施します。
- 改修または更新期限が近い建物についても、まずは施設評価により改修または更新をすべきかを判断し、改修または更新工事が必要である場合には、点検や診断の結果から適切な工事の実施時期及び手法等について早い時期から検討します。
- 施設評価により廃止すべきと判断された施設のうち、安全性が確保された建物については、用途転換や、民間への売却、貸付、譲渡等を総合的に検討して有効活用を図ります。
- 安全性や汎用性の低い建物等、建物の活用または処分が困難である場合には、速やかに除却して土地の有効活用を図ります。
- 突発的な事故を防ぐために日常点検及び定期点検による予防保全を実施します。またこれらの点検等を適切に行うために点検マニュアルを整備し、点検の履歴を整理・管理することにより、施設毎の適切な改修サイクルを把握します。

②耐震化改修工事の推進

- 施設評価により維持すべきと判断された建物のうち、安全上、耐震化改修を要する建物については、防災上の重要性や利用者数等に応じて優先順位を定めた上で、順次、耐震化改修を実施します。
- 過去の災害被害状況から最近の傾向を把握し、また最新の耐震技術情報を収集して必要に応じて導入する等、日常から災害時の被害を最小限に留めるための情報収集に努めます。

③快適性及び機能の柔軟性の向上

- 少子高齢化による利用者の変化、また環境への影響を考慮し、建物の改修及び更新・新設の際には、設計及び設備についてユニバーサルデザイン、環境配慮設計、省エネルギー設備等の導入を検討します。また当面現状を維持する建物についても必要に応じて部分的な導入を検討します。

(3) 需要の変化に適応した公共サービスの提供に関する方針

- 前述の保有量の削減に関する方針に基づき、公共施設の保有量及び配置、また提供するサービスの内容及び適正な水準等の検証を行い、公共施設の在り方を検討します。
- 施設の統合または廃止にあたっては、保有量の削減とともに、機能集約による利便性の向上を図ります。なお施設の統合・廃止に際しては、利用者の交通利便性が確保されるように配慮します。
- 公共施設の保有量の削減を図るとともに、周辺自治体と相互利用できる施設の拡充や、民間施設の活用により公共サービスの拡充を図ります。
- 合併前から設置され機能が重複する施設は、機能集約により効率的な運営を図ります。
- 更に PPP/PFI*等により民間のアイデア、ノウハウを積極的に活用したサービス内容の高度化・充実を図るなど、他自治体や海外の動向にも注視し、集客力を向上する施策の検討に努めます。

※PPP/PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

(4) 効率的な管理及び財政の健全化に関する方針

①改修及び更新費用の抑制

- 公共施設の総量を圧縮することにより、将来にかかる改修及び更新費用並びに管理運営費用の抑制を図ります。総量の圧縮にあたっては、廃止、減築、統廃合、複合化、民間施設による代替、広域連携等を検討します。
- 維持する建物については、将来の人口動態や需要の変化を勘案し、目標耐用年数を設定した上で、必要に応じて長寿命化等の工事を計画的に実施します。
- 工事の発注に際しては、計画的かつ効率的に行い費用抑制を図るために、同時期に類似の工事が必要となる施設を集約して発注する他、PPP/PFI による民間の資本やノウハウの活用等を検討します。
- 建物の更新が必要な場合には、将来の人口動態や需要の変化による公共施設としての役割の変化を踏まえ、更新または新設する建物が適正な規模、性能となるよう留意します。また環境の変化に柔軟に対応できるよう、施設の汎用性や処分性にも留意します。
- 建物の改修または更新期限が集中する年度は予算の確保が困難となる事が想定されるため、日ごろの点検により工事が必要となる時期を把握して、予防改修等を行うことにより、費用の平準化を図ります。

②効率的な管理運営

- 指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI 等による官民連携体制を構築し、民間のアイデア、資金、ノウハウ等を積極的に活用することにより管理運営費用の抑制に加えてサービスの充実を図る等、効率的・効果的な管理運営を推進します。
- 敷地に借地を含む施設については、他施設の余剰スペースへの移転や民間代替施設の活用を検討し、借地面積を縮減することにより、管理運営費用の抑制を推進します。
- その他、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の効率的な管理運営に資する最新技術の動向にも注視し、費用対効果を検証した上で、積極的な導入を図ります。

③財源の確保

- 財源を確保するためには、適正な受益者負担の見直し等を検討します。なお適正な受益者負担の見直しに際しては、施設を利用する町民と利用しない町民との費用負担の公平性にも配慮します。
- また需要の減少や統合・廃止により余剰が生じている施設については、余剰部分の貸付等による収入確保を図ります。

④廃止施設の処分

- 安全性に問題のない建物については、用途転用の他、民間への売却、貸付、譲渡等により有効活用を図ります。
- また建物を除却する際には、必要に応じて除却特例債を活用するなど、財政負担の集中を避けながら除却を推進します。

4-2 インフラ系公共施設

（１）統合・廃止等による保有量の削減及び需要の変化に適応した公共サービスの提供に関する方針

インフラ系施設は、複合化・集約化等の見直しや転用及び施設の廃止が適さないことから、人口の減少や人口分布の変化を中長期的な視点で捉え、施設や管路等の更新に合わせて適切な保有量への見直しを図ります。

（２）安全性及び機能性の確保に関する方針

インフラ系施設は、町民生活や経済活動を維持するための基盤であり、特に災害時においても機能を維持する事が求められる施設です。したがってその安全性と機能性が常に確保されるように、予防保全を前提とした下記の様な適切なメンテナンスサイクルを構築し、これに従って維持管理を行うことにより安定的な運営と長寿命化を目指します。

①現状把握

- ・ 定期点検・診断により劣化進行等の施設の実態を把握・評価し、またその結果を蓄積することにより予防保全に役立てます。
- ・ 蓄積された点検・診断結果とともに各施設台帳などのデータベース化を進め、これを分析することにより、適切な改修又は更新の時期、量、方法を検討し、長寿命化計画の策定及び長寿命化の推進に役立てます。

②方向性の検討

- ・ 施設類型毎に、各特性に応じて安全性、経済性等の観点から長寿命化計画を策定します。
- ・ 長寿命化計画では、整備状況や老朽化の程度、利用状況等から施設の需要度や改修等の緊急度を量る評価指標を定め、施設の特性に見合う管理水準を設定します。
- ・ 施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるように、壊れてから直すという「事後保全型」の維持管理から、計画的に保全を行う「予防保全型」へ転換します。

③改修・更新の実施

- ・ 施設類型毎の長寿命化計画に従い、改修や更新、耐震化等の実施について、重要度や緊急度を考慮して優先順位を明確化した上で改修または更新を実施します。
- ・ 新設や更新の際は、長期にわたり維持管理しやすい構造、材質による施設へ改善します。

④取組の見直し

- ・ 公共施設の維持管理においてもPDCAサイクルを確立して進めることにより、施設の状態、人口の増減等の社会的・経済的情勢、町の財政状況等を総合的に判断し、必要に応じて管理水準の見直し等、計画を見直します。

（３）効率的な管理及び財政の健全化に関する方針

- ・ 予防保全の実施や施設の長寿命化により維持管理費用の縮減を図ります。
- ・ 定期点検等により蓄積されたデータベースに基づき、適切な工事の時期を把握して予防改

修等を行うことにより、費用の平準化を図ります。

- 施設の整備や管理に民間活力を積極的に導入する等、効率的な施設運営を進めます。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

将来の人口減少や少子高齢化の進展、施設の利用・コスト・老朽化の状況、といった様々な状況を踏まえ、3-2 数値目標に掲げた目標を達成するため、横断的かつ積極的な取組によって、また、先に策定した「個別施設計画」や公会計及び固定資産台帳との連動性を持った取り組みによって、成果を上げることができるよう、施設類型ごとに方針を次のとおり定め、全庁を挙げて取り組んでいきます。

(1) 項目の説明

■ ライフサイクル期

建物の取得価額と減価償却累計額による償却状況（％）により、以下の4分類を設定します。

① 開始期：耐用年数の 0・1/4 が経過

⇒施設を「最大限」活用するための検討が必要

② 安定供給期：耐用年数の 1/4・2/4 が経過

⇒施設を「効率的」に活用するための方策が必要

③ 成熟期：耐用年数の 2/4・3/4 が経過

⇒大規模修繕や建替に向けた検討段階。活用状況の把握や財政確保の可能性を見極めたうえでの検討が必要

④ 収束期：耐用年数の 3/4・4/4 が経過

⇒大規模修繕を実施もしくは、建替に向け、早急な判断が必要。財源確保も既に把握が必要な時期

■ 「個別施設計画」の内容や方針との連動

先に策定した「個別施設計画」では、施設分類ごとに施設再編や再配置について計画しています。「本計画」と「個別施設計画」は綿密な関係にあるため、「個別施設計画」で定めた方針や内容と連動する事柄を記述します。

※施設類型ごとの方針は別添

5-1 建築系公共施設

(1) 町民文化系施設

①施設一覧

施設名	延床面積(m ²)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
生涯学習センターラピア鹿島	3,590.95	38	安定供給期	生涯学習課
生涯学習センターラピア鹿島（鹿島公民館）	839.00	38	安定供給期	生涯学習課
ふるさと創修館（鳥屋公民館）	255.00	50	安定供給期	生涯学習課
カルチャーセンター飛翔（公会堂）	3,481.68	38	安定供給期	生涯学習課
まなびや館	523.76	38	収束期	生涯学習課
能登部下集会所	177.74	47	成熟期	企画課
旧保健センターろくせい	1,574.80	47	収束期	生涯学習課
古民家みおやの里	239.83	22	安定供給期	企画課
生きがいセンター	145.74	15	成熟期	長寿福祉課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

②基本的な方針

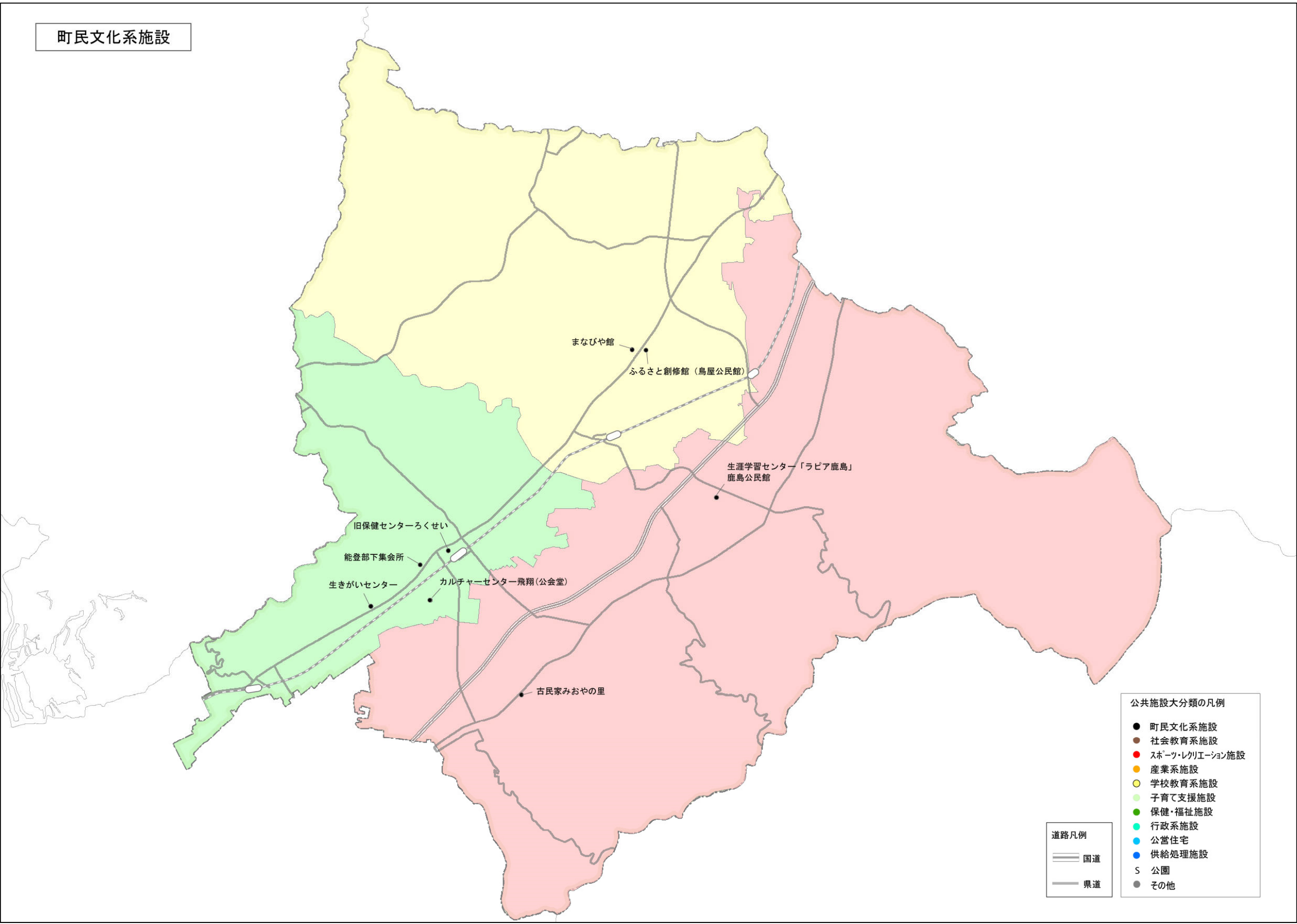
町民の交流及び学習の場を提供する観点から、適正な受益者負担の下で必要な機能を維持することを前提に、施設の統廃合及び集約により費用抑制と建物の安全性の確保を図ります。

集会施設については、事前の点検により改修の時期を見極めるとともに、地元への移管も含め継続について検討します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・まなびや館、ふるさと創修館、カルチャーセンター飛翔は、施設のあり方等を検討します。

図 15 施設分布図



(2) 社会教育系施設

①施設一覧

施設名	延床面積(m ²)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
生涯学習センターラピア鹿島 (中能登町立図書館)	1,362.45	38	安定供給期	生涯学習課
ふるさと創修館(展示場)	1,292.00	50	安定供給期	生涯学習課
ふるさと創修館図書室	576.00	50	安定供給期	生涯学習課
カルチャーセンター飛翔図書室	430.11	38	安定供給期	生涯学習課
石動山(大宮坊等)	485.39	-	成熟期	生涯学習課
鳥屋民俗資料館	113.39	15	収束期	企画課
雨の宮能登王墓の館	181.10	50	安定供給期	生涯学習課
夢おりもの展示館(能登二宮駅)	117.18	24	収束期	企画課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

②基本的な方針

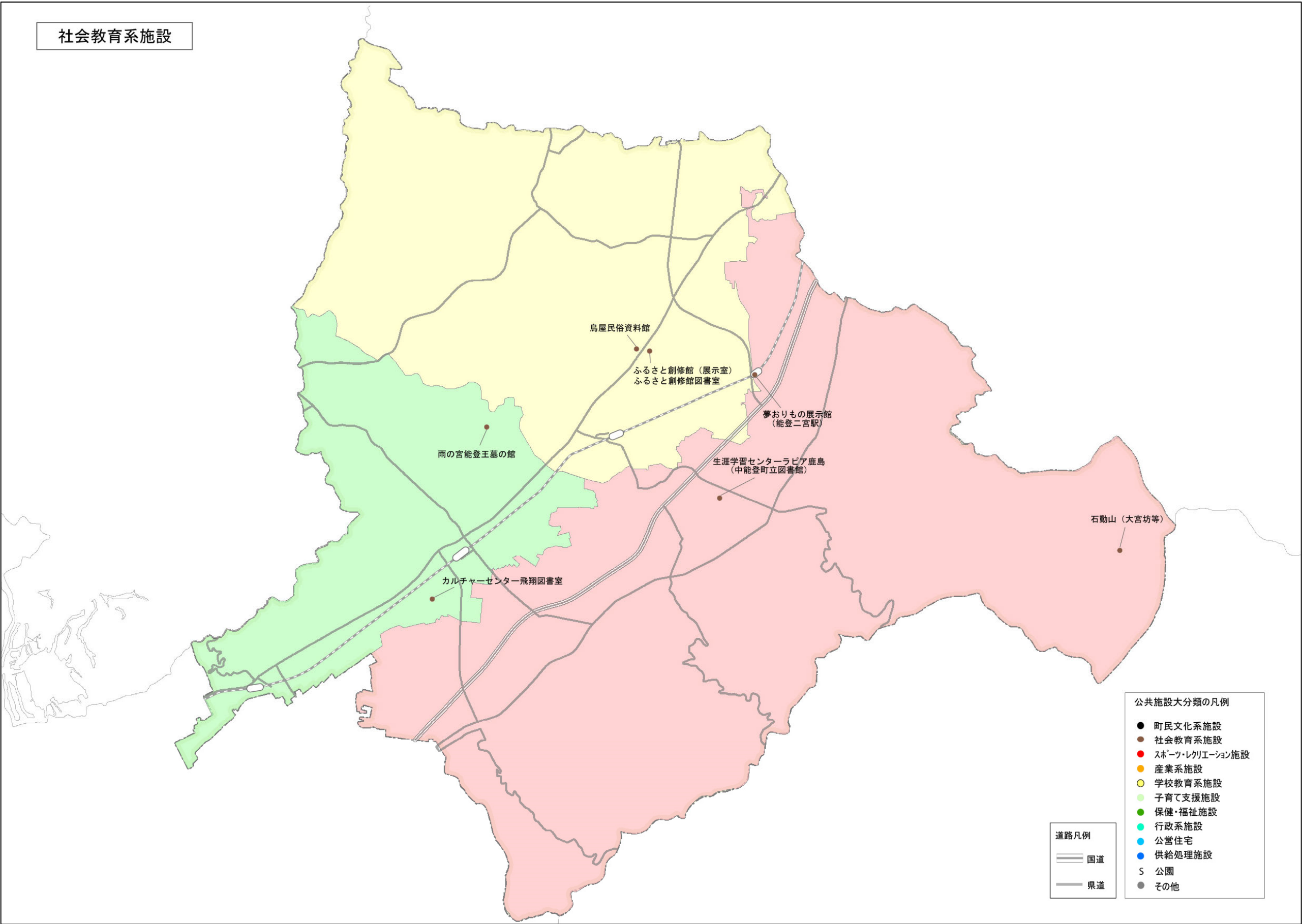
町内の社会教育系施設のうち、鳥屋民俗資料館については「収束期」の施設であり、長寿命化を計画的に図りながら、用途の変更・改修・修繕・建替えを行うものとします。

その他の施設については、施設の定期点検及び日常点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・図書館は、鹿島図書館を改修し、令和3年12月に中能登町立図書館として統合済みです。
- ・鳥屋図書館、鹿西図書館は、ふるさと創修館図書室、カルチャーセンター飛翔図書室に名称を変更しました。

図 3 施設分布図



(3) スポーツ・レクリエーション施設

①施設一覧

施設名	延床面積(㎡)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
中能登町運動公園	227.42	50	開始期	生涯学習課
鹿島体育センター	4,924.19	47	成熟期	生涯学習課
鹿島北部体育センター	598.38	47	成熟期	生涯学習課
久江体育センター	904.30	34	収束期	生涯学習課
大槻ふれあいスポーツセンター	145.74	17	収束期	生涯学習課
スポーツセンターろくせい	3,064.38	47	安定供給期	生涯学習課
金丸体育館	496.00	34	収束期	生涯学習課
鹿島相撲場	115.78	34	収束期	生涯学習課
鹿島弓道場	377.89	47	成熟期	生涯学習課
鳥屋武道館	1,097.09	47	成熟期	生涯学習課
旧鳥屋相撲場トイレ	15.00	34	成熟期	生涯学習課
鹿西武道館	526.43	47	収束期	生涯学習課
テニスコートかしま	31.62	34	収束期	生涯学習課
テニスコートとりや	70.64	41	収束期	生涯学習課
ゆうあいパーク上布の郷	325.91	34	収束期	総務課
健康ハウス 憩	1,064.63	47	安定供給期	長寿福祉課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

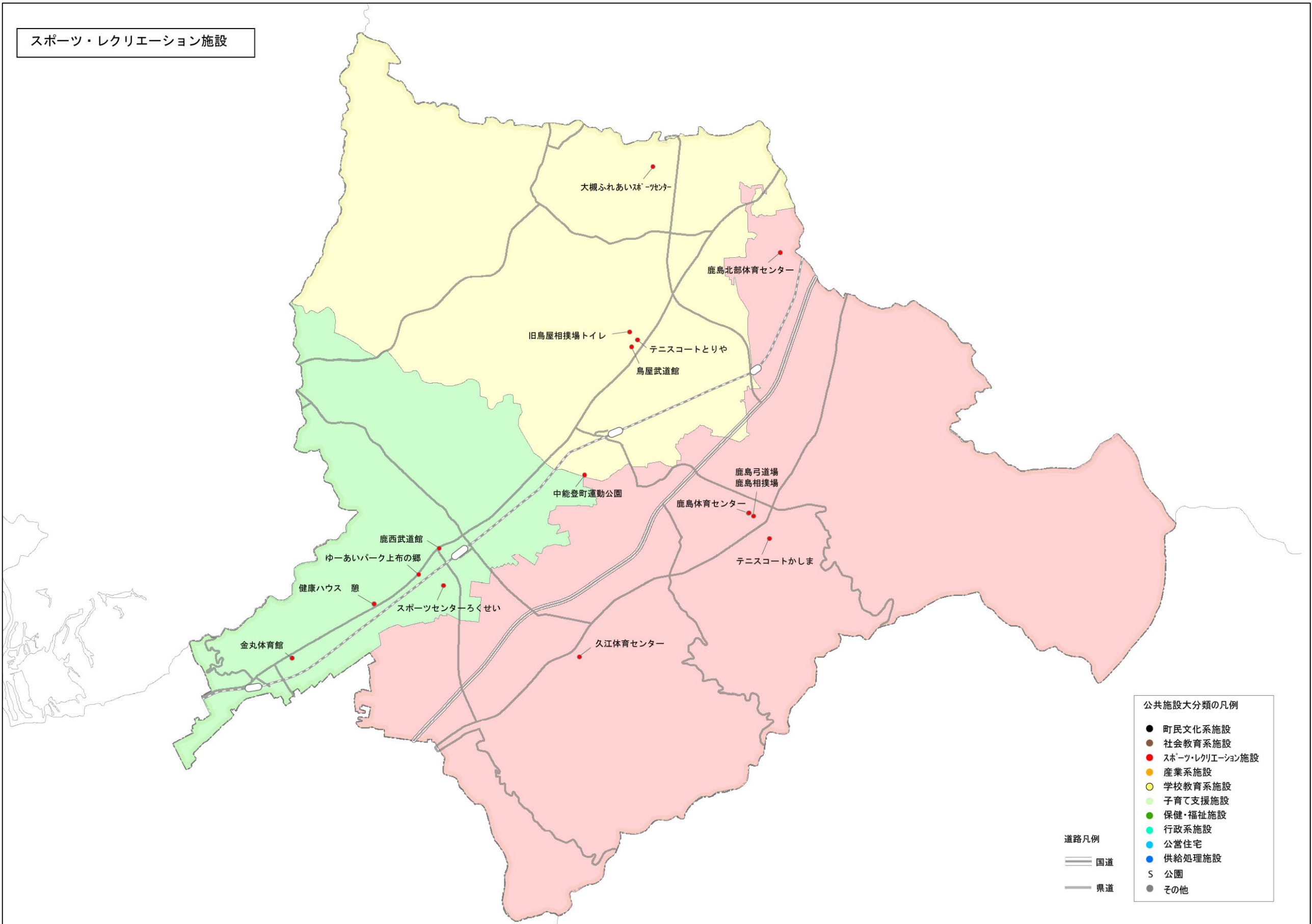
②基本的な方針

町民の健康を増進する観点から、適正な受益者負担の下に機能を維持しつつ、他施設との統廃合等、民間活力の導入等により、効率的かつ効果的な管理運営やサービス拡充、更には費用抑制及び安全性の確保を目指します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・久江体育センター、スポーツセンターろくせい内弓道場、金丸体育館、鹿西武道館は、統廃合を検討します。
- ・鹿島相撲場は利用者がおらず、廃止を検討します。
- ・テニスコートかしまは利用者が少なく、廃止を検討します。
- ・ゆうあいパーク上布の郷は、令和 4 年度に除却します。
- ・健康ハウス憩は、今後の人口動態及び利用者状況を見ながら中能登町の 3 つの入浴施設の統廃合を検討します。

図 17 施設分布図



(4) 産業系施設

①施設一覧

施設名	延床面積(m ²)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
能登テキスタイル・ラボ	950.13	50	成熟期	企画課
能登上布会館	457.77	24	収束期	企画課
なかのと朝市簡易店舗	358.14	25	収束期	企画課
道の駅織姫の里なかのと	1,558.80	50	開始期	企画課
ハウス村	1,392.50	24	収束期	農林課
農村環境改善センターパルみおや	998.14	38	成熟期	農林課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

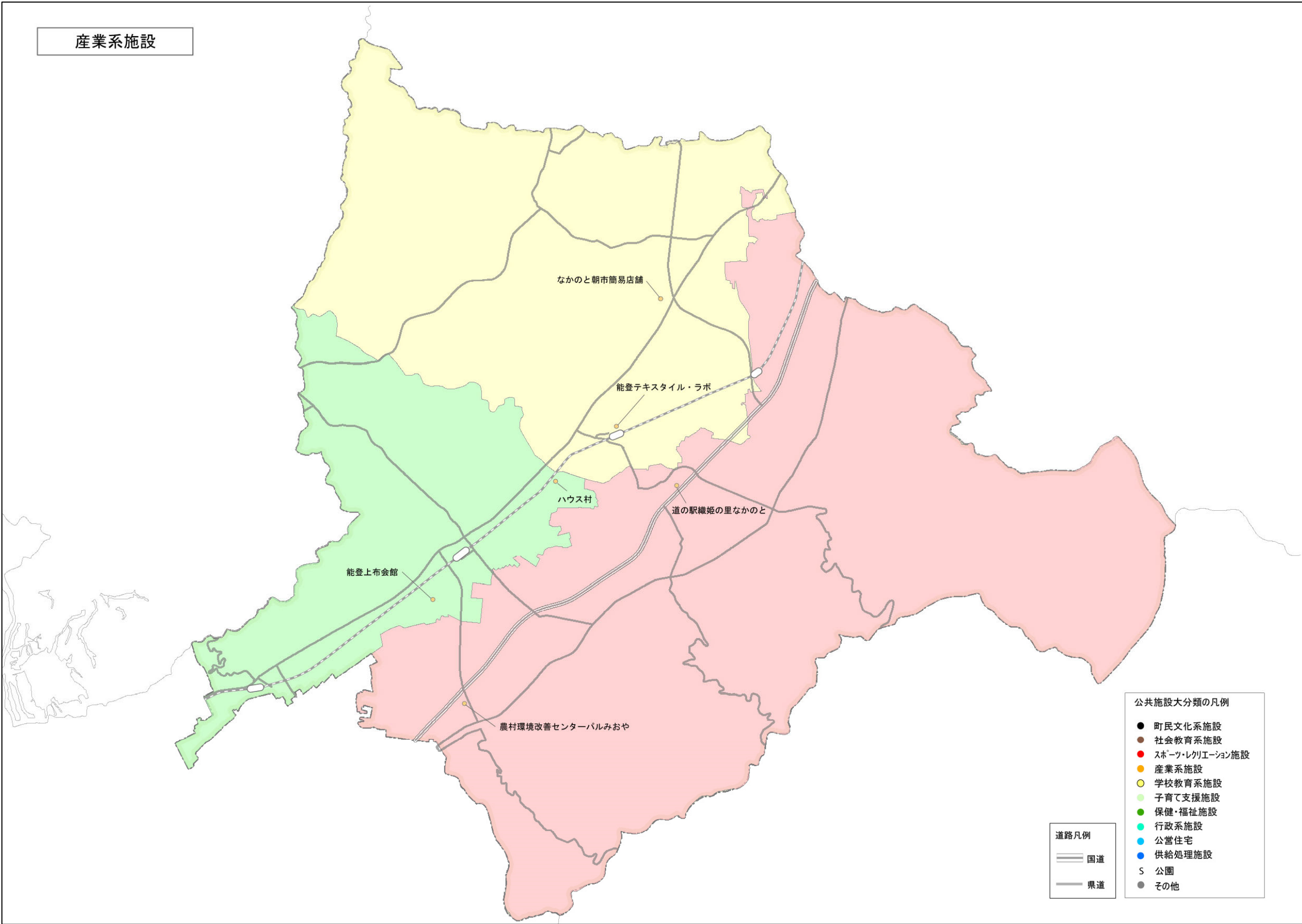
②基本的な方針

町内の産業系施設は、計画的に長寿命化を図るものとしませんが、人口減や年齢構造の変化を考慮して、施設の統廃合を視野に入れつつ、既存施設の維持補修を行い、効果的な施設の利活用を推進します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・道の駅織姫の里なかのとについては、ユニバーサルデザイン等の機能向上を図ります。
- ・能登テキスタイル・ラボ、能登上布会館については、改築にあたり民間活力の導入を検討します。

図 18 施設分布図



(5) 学校教育系施設

①基本的な方針

施設名	延床面積(m ²)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
鹿島小学校	9,134.00	47	開始期	学校教育課
鳥屋小学校	7,347.00	47	成熟期	学校教育課
鹿西小学校	5,708.00	47	成熟期	学校教育課
中能登中学校	19,374.00	47	開始期	学校教育課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

②基本的な方針

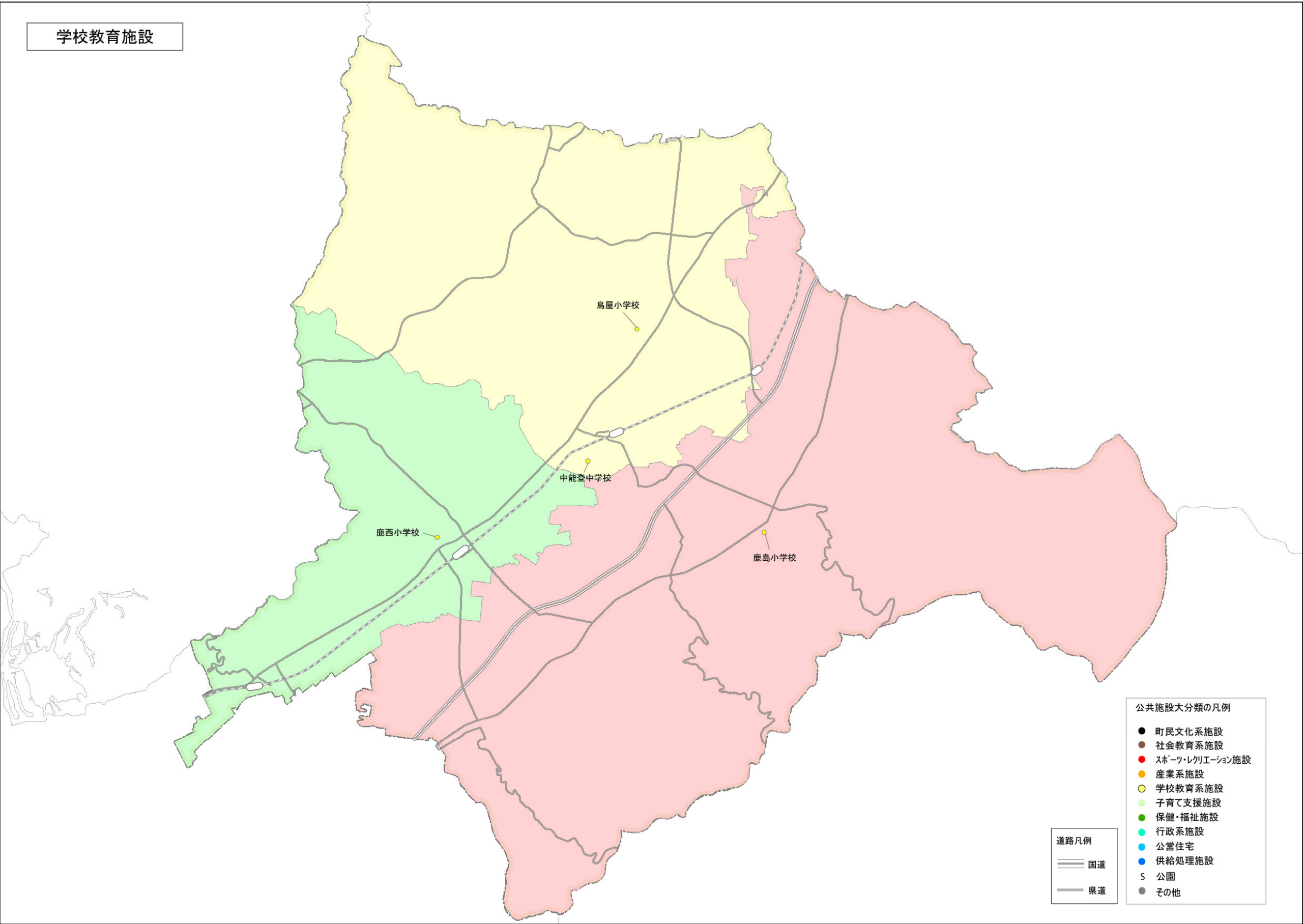
良好な教育環境の提供と安全性確保のため、量、配置、機能等による効果を検証した上で、施設の効率化を図るとともに、児童及び生徒の安全を最優先に考慮した上で、余剰スペースの転用や、普通教室以外（図書室、体育館、校庭等）について他施設との機能連携、一般開放等を検討し、複合化による地域のコミュニティ拠点としての活用を目指します。

また、計画的な点検業務を実施することで適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・鹿島小学校、中能登中学校については、体育館照明の LED 化を図ります。

図 19 施設分布図



(6) 子育て支援施設

①施設一覧

施設名	延床面積(㎡)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
つくし保育園	1,591.61	22	収束期	健康保健課
あおば保育園	1,663.25	22	収束期	健康保健課
たんぽぽ保育園	1,007.74	22	収束期	健康保健課
こすもす保育園	1,207.46	22	収束期	健康保健課
さくら保育園	1,989.87	22	成熟期	健康保健課
かしま児童館	823.98	47	成熟期	健康保健課
とりや児童館	257.19	22	収束期	健康保健課
ろくせい児童館	329.50	34	成熟期	健康保健課
かしま放課後児童クラブ	1,100.21	34	開始期	健康保健課
とりや放課後児童クラブ	201.95	41	収束期	健康保健課
ろくせい放課後児童クラブ	47.00	47	成熟期	健康保健課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

※ろくせい放課後児童クラブは、鹿西小学校の延床面積に含まれます。

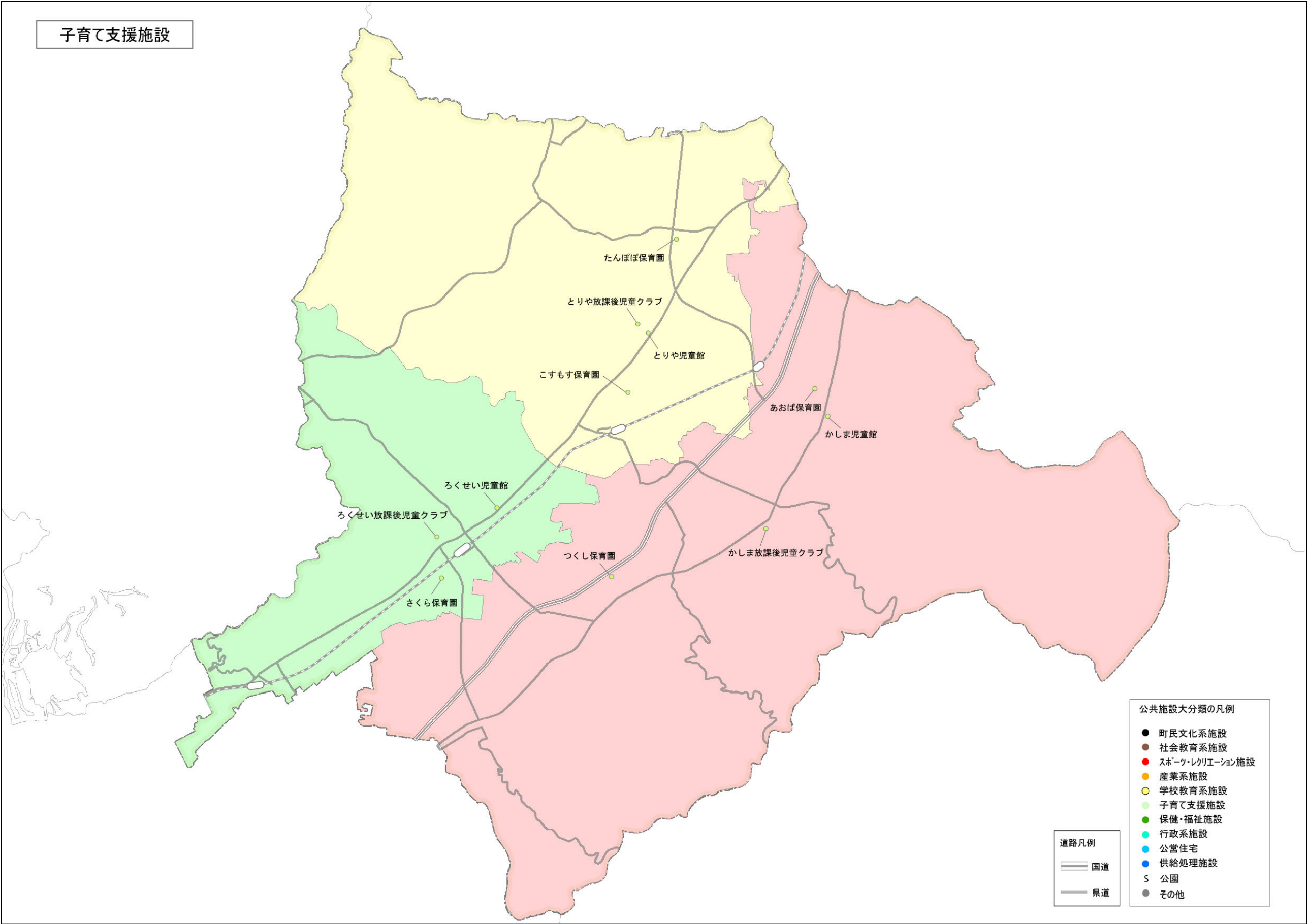
②基本的な方針

町内の子育て支援施設については、長寿命化を計画的に図るものとしませんが、少子化により利用者が少なく、施設の統廃合も視野に入れつつ、維持管理を適切に行い、施設利用の安全面の向上に努めます。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・ かしま放課後児童クラブ及びろくせい放課後児童クラブは、平成 29 年度に移転済みです。
- ・ とりや放課後児童クラブは、令和 4 年 3 月に旧鳥屋学校給食センターに移転済みです。

図 20 施設分布図



(7) 保健・福祉施設

①施設一覧

施設名	延床面積(㎡)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
老人福祉センターゆうゆう	721.45	34	収束期	長寿福祉課
保健センターすくすく	669.81	38	成熟期	健康保健課
在宅複合施設ほのぼの	1,544.51	38	成熟期	長寿福祉課
小規模多機能施設ラポールみおや	680.98	47	成熟期	長寿福祉課
ふれあい交流館北部	421.13	47	成熟期	長寿福祉課
ふれあい交流館喜楽館	540.67	47	収束期	長寿福祉課
デイサービスセンターいこい	559.48	47	成熟期	長寿福祉課
デイサービスセンターひまわり	825.39	47	成熟期	長寿福祉課
老人ふれあいセンター	823.85	47	収束期	長寿福祉課
高齢者生きがいセンター	362.31	34	成熟期	長寿福祉課
グループホームしあわせの里 (旧・鹿西第二保育所)	636.35	47	収束期	長寿福祉課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

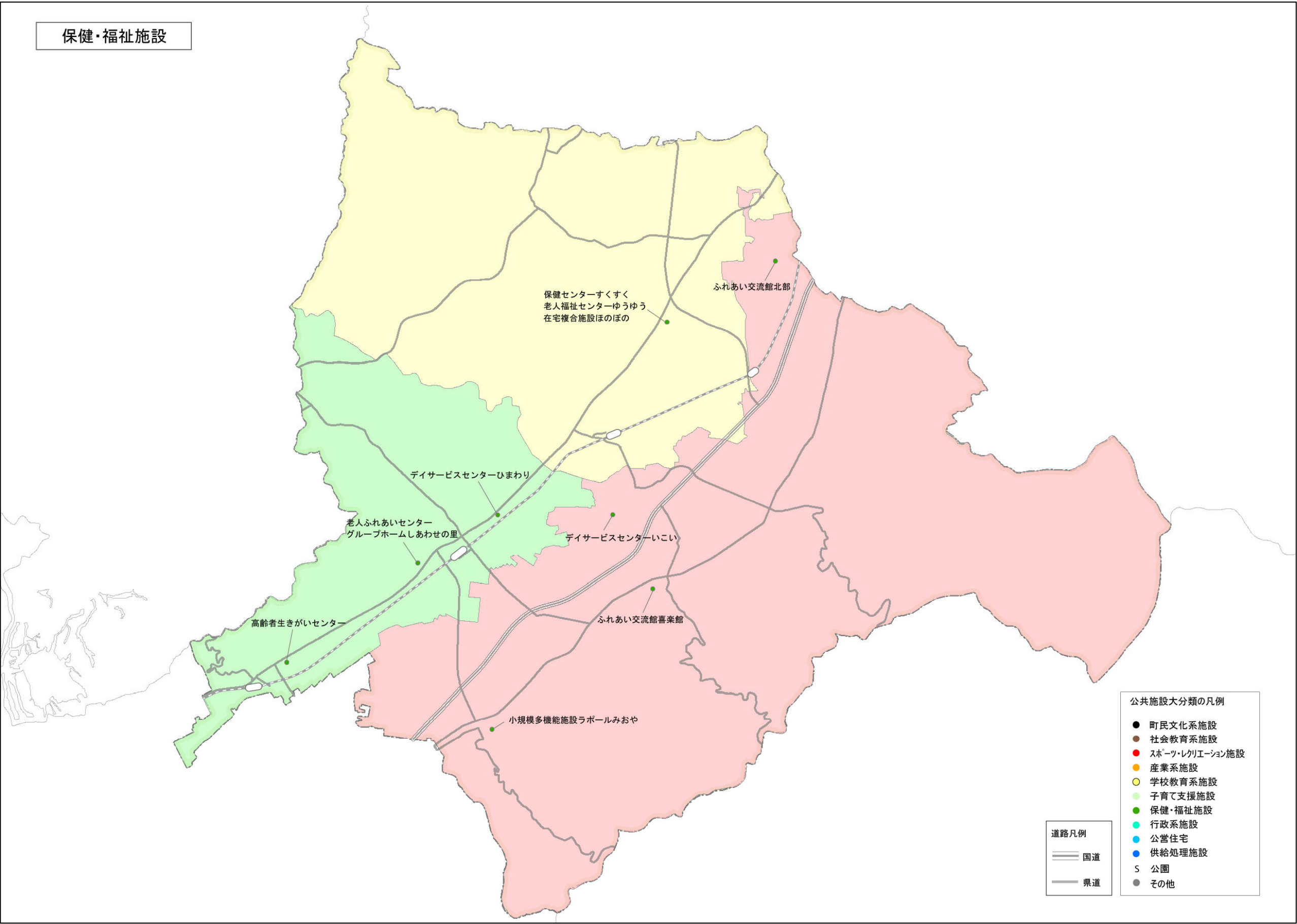
②基本的な方針

町内の保健・福祉施設は、計画的に長寿命化を図るものとしませんが、人口減少や年齢構造の変化を考慮して、施設の統廃合も視野に入れつつ、既存施設の維持補修を行い、効率的な施設の活用を推進します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・老人福祉センターゆうゆうは、今後の人口動態及び利用者状況を見ながら中能登町の3つの入浴施設との統廃合を検討します。

図 21 施設分布図



(8) 行政系施設

①施設一覧

施設名	延床面積(㎡)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
役場総務庁舎	2,630.06	50	成熟期	総務課
役場行政サービス庁舎	5,882.00	47	安定供給期	住民窓口課
旧役場鹿島庁舎（車庫・倉庫）	252.00	31	収束期	情報推進課
ケーブルテレビ放送センター	824.96	50	収束期	情報推進課
役場総務庁舎（旧鳥屋町役場車庫）	93.09	15	収束期	総務課
社会福祉センター	1,165.99	50	収束期	総務課
中能登消防署	692.80	47	安定供給期	総務課
消防団越路分団詰所	57.13	22	収束期	総務課
消防団滝尾分団詰所	74.52	22	開始期	総務課
消防団御祖分団詰所	69.40	22	収束期	総務課
消防団鳥屋分団詰所	74.52	22	開始期	総務課
消防団鹿西分団詰所	97.93	22	安定供給期	総務課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

②基本的な方針

1) 行政施設

役場に必要とされる機能について再検討し、再編のあり方を検討する組織を設立して施設集約及び建物の安全性の確保を図ります。

施設集約の検討に基づき今後も活用する建物のうち、改修期限を過ぎたものについては、事前の点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は出来る限りまとめて実施できるよう配慮すること等により効率的に改修します。

2) 消防施設

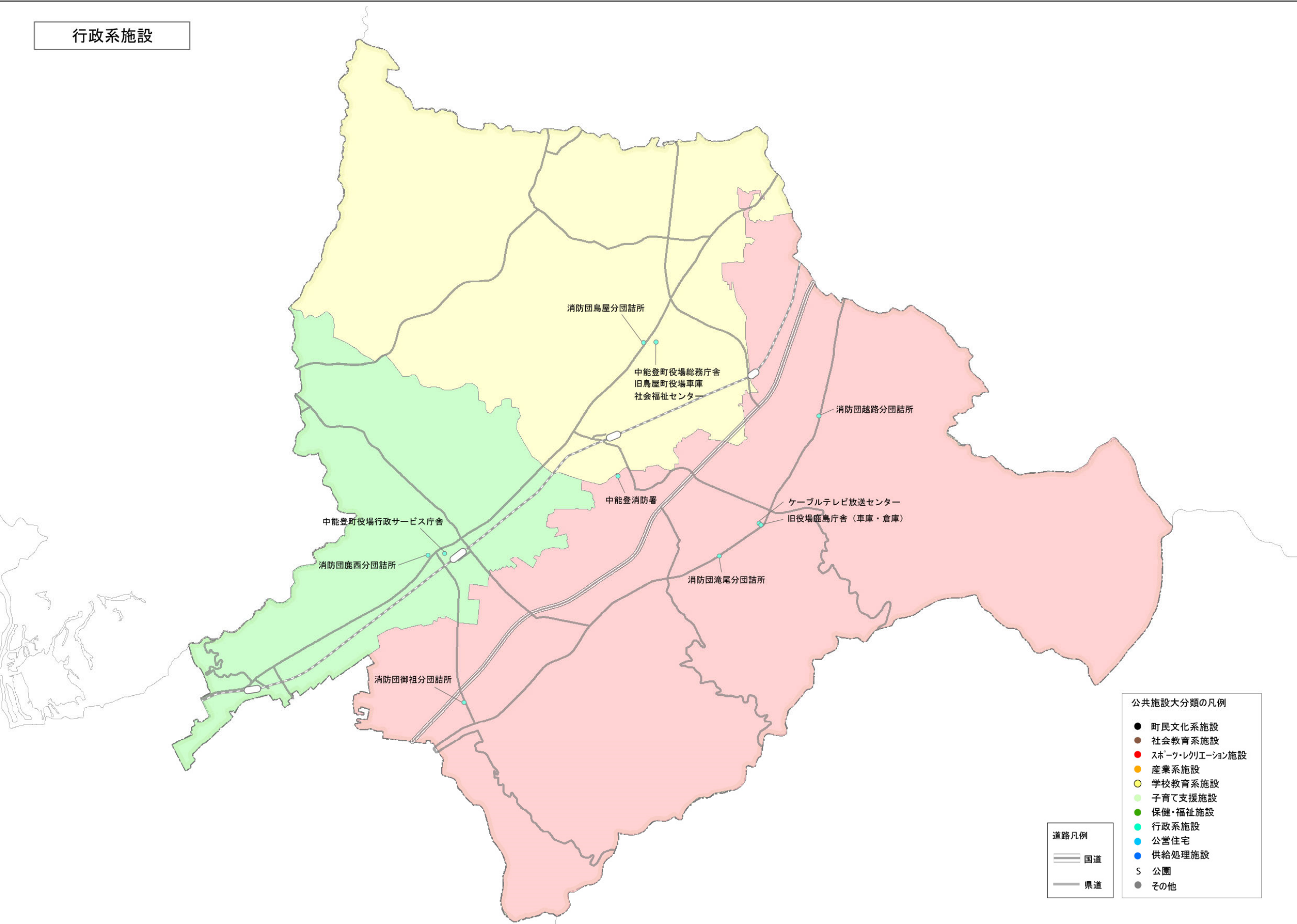
点検・診断により建物の実態を把握し、必要に応じた改修等を実施するとともに、管理方法の適正化を図ります。

計画的な点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は出来る限りまとめて実施できるよう配慮すること等により、効率的に建替え、改修します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・総務庁舎は、老朽化が進んでいるため、改修を検討します。
- ・ケーブルテレビ放送センターは、総務庁舎内に移転・除却を検討します。

図 22 施設分布図



(9) 公営住宅

①施設一覧

施設名	延床面積(㎡)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
久江住宅	1,091.76	22	収束期	土木建設課
芹川住宅	1,099.20	22	収束期	土木建設課
川田住宅	748.10	22	開始期	土木建設課
末坂住宅	652.24	22	収束期	土木建設課
末坂第2住宅	823.80	22	収束期	土木建設課
黒氏住宅	972.30	22	収束期	土木建設課
春木住宅	985.80	22	収束期	土木建設課
コーポとりや	4,199.82	47	安定供給期	土木建設課
金丸住宅	982.08	22	成熟期	土木建設課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

②基本的な方針

住宅困窮者に対する、良好な居住環境の確保のため、適正かつ効率的に管理運営します。

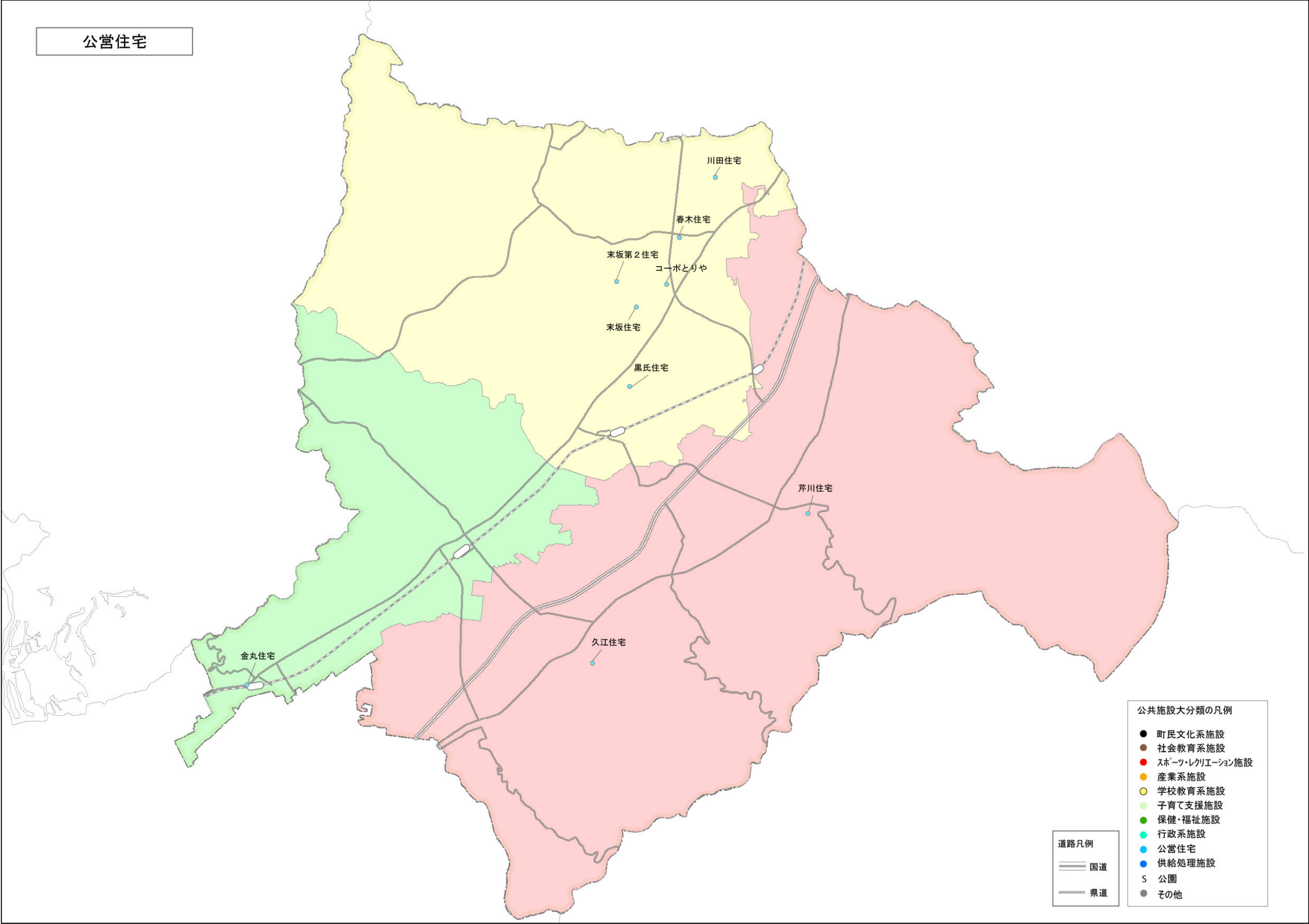
公営住宅の整備にあたっては、需要を的確に把握し、高齢者や子育て世帯が快適に生活できるよう、福祉施設や公共交通機関などへのアクセスに配慮しながら検討を進めます。

また、耐震性のないものや長寿命化対策の必要なものについては、建替え及び改修の時期を見極め、公営住宅の集約化の検討も含めながら実施します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・久江住宅、芹川住宅は、旧滝尾小学校跡地に移転し、統合が完了した後に除却します。

図 23 施設分布図



(10) 公園

①施設一覧

施設名	延床面積(㎡)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
雨の宮グリーン広場	96.41	15	収束期	生涯学習課
アッピー広場	26.69	38	収束期	生涯学習課
緑の健康広場	12.40	24	収束期	総務課
能登歴史公園	389.10	38	収束期	生涯学習課
古墳公園とりや	380.35	22	収束期	生涯学習課
梅の里公園	19.32	15	収束期	総務課
あすなろ公園	9.00	38	収束期	総務課
墓地公苑にのみや	9.00	31	収束期	健康保健課
墓地公苑とりや	7.29	31	収束期	健康保健課
文崎墓地公園	3.31	15	収束期	健康保健課
花見月梅園倉庫	29.00	15	収束期	農林課
レクトピアパーク トイレ棟	22.04	31	開始期	生涯学習課
基石ヶ峰	69.04	15	収束期	企画課
道閑公園トイレ棟	10.66	34	収束期	総務課
眉丈が丘休憩所	29.80	17	収束期	企画課
不動滝	63.75	15	安定供給期	企画課
枳形山駐車場	23.70	38	収束期	企画課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

※梅園倉庫は取得価額、累計額が不明

②基本的な方針

少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、公園について今後求められる機能等、施設のあり方を再検討します。

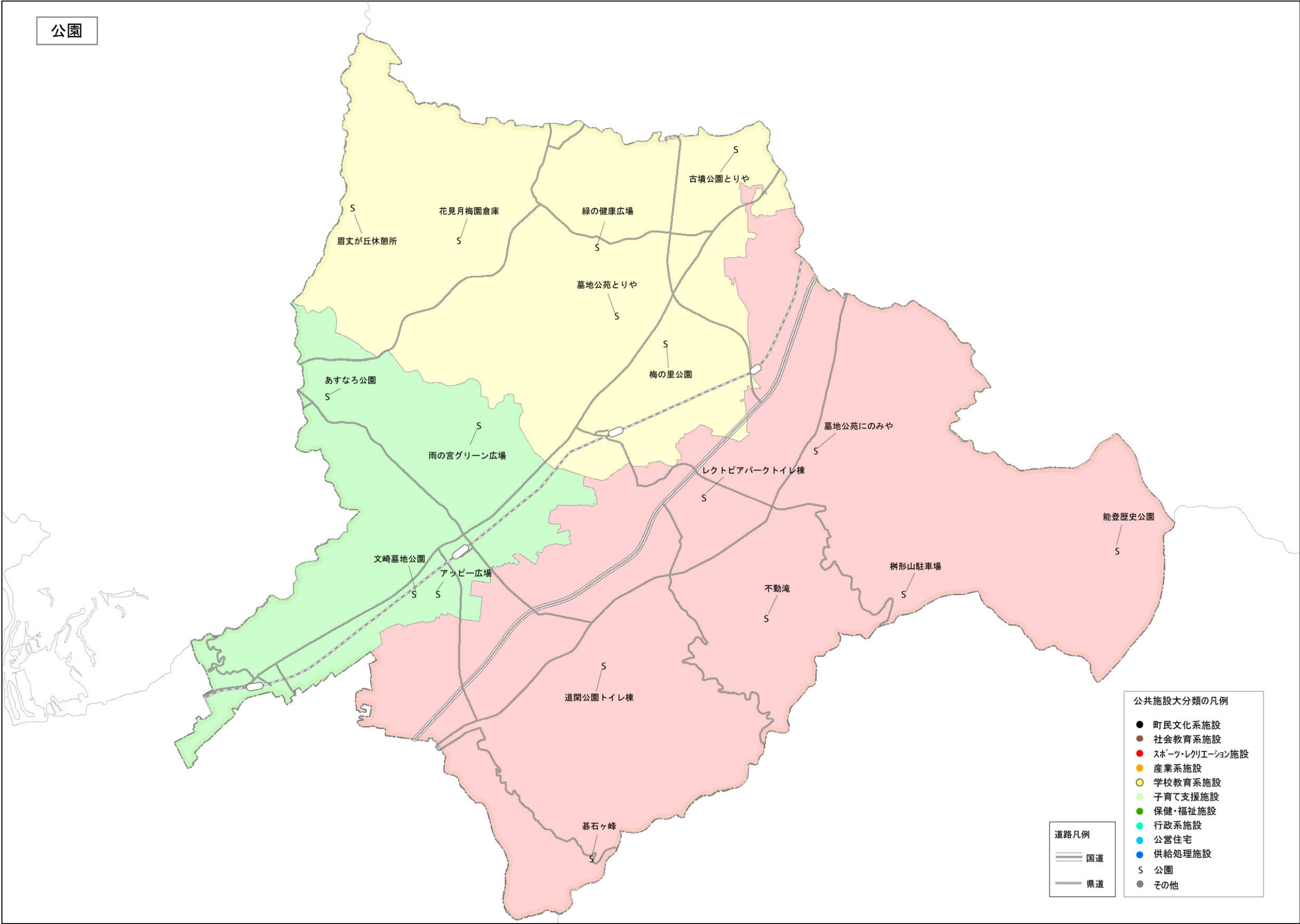
地元等への移譲または移管を検討し、効率的かつ効果的な管理及び費用抑制を図ります。

改修期限を過ぎた建物は、事前の点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は出来る限りまとめて実施できるよう配慮すること等により効率的に改修します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・古墳公園とりやは、管理・トイレ棟の改修を検討します。

図 24 施設分布図



(11) 供給処理施設

①施設一覧

施設名	延床面積(m ²)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
芹川送水ポンプ場	12.3	58	開始期	生活環境課
能登部送水ポンプ場	21.60	58	開始期	生活環境課
在江浄水場	155.00	58	開始期	生活環境課
春木浄水場	296.00	58	開始期	生活環境課
春木 1 号水源	8.88	58	開始期	生活環境課
春木 2 号水源	8.88	58	開始期	生活環境課
春木 3 号水源 (導水ポンプ場)	82.50	58	開始期	生活環境課
春木 4 号水源	8.88	58	開始期	生活環境課
久江管理棟	70.20	58	開始期	生活環境課
県水受水電気室	25.30	58	開始期	生活環境課
二宮減圧場	34.10	58	開始期	生活環境課
後山減圧弁室	15.80	58	開始期	生活環境課
在江 2 号水源	1.95	58	開始期	生活環境課
鹿島中部クリーンセンター	1,129.98	50	安定供給期	生活環境課
鹿島東部クリーンセンター	629.78	50	安定供給期	生活環境課
鳥屋南部浄化センター	639.85	50	安定供給期	生活環境課
鳥屋北部浄化センター	463.56	50	安定供給期	生活環境課
鹿西後山浄化センター	27.50	50	安定供給期	生活環境課
鹿西中部浄化センター	621.58	50	安定供給期	生活環境課
鹿西東部浄化センター	1,025.01	50	安定供給期	生活環境課
金丸中継マンホールポンプ場	44.67	38	安定供給期	生活環境課
バイオマスメタン発酵施設	1,109.44	48	開始期	生活環境課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

②基本的な方針

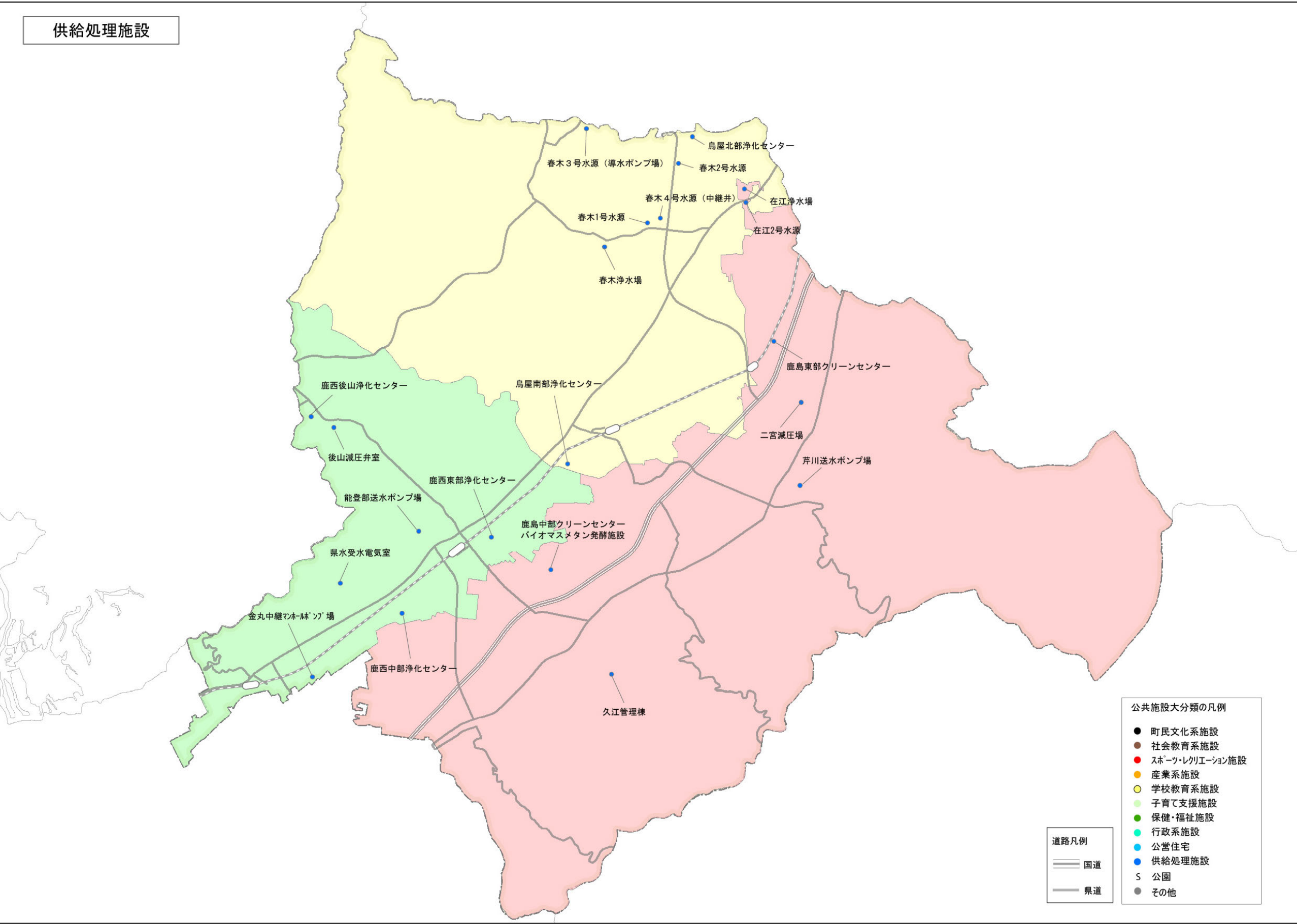
将来人口の見通しや分布等から今後必要とされる需要量及び機能について再検討するとともに、民間活力の導入等により、業務の効率化と管理運営費用の抑制を目指します。

改修期限が近い建物については、今後維持すべき適切な量を検討しつつ、事前の点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は出来る限りまとめて実施できるよう配慮すること等により効率的に改修します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・施設の統廃合により廃止された鹿西東部浄化センターは、除却します。
- ・今後も中能登町財政計画及び汚水処理施設基本構想、ストックマネジメント計画に基づき、設備等が老朽化する施設については、順次統廃合を進めます。

図 25 施設分布図



(12) その他施設

①施設一覧

施設名	延床面積(m ²)	耐用年数	建物ライフサイクル期	所管課
旧越路小学校	5,472.00	47	収束期	学校教育課
旧滝尾小学校（体育館、食堂棟）	1,529.00	47	収束期	土木建設課
旧久江小学校	1,700.00	47	成熟期	学校教育課
旧御祖小学校	3,937.00	47	収束期	学校教育課
旧鳥屋中学校	5,515.69	47	収束期	学校教育課
旧役場鹿島庁舎	3,311.26	50	収束期	情報推進課
旧役場鹿西庁舎	2,813.04	50	収束期	総務課

ライフサイクル期を色分けで表示します。	開始期	安定供給期	成熟期	収束期
---------------------	-----	-------	-----	-----

その他施設のうち、年間の支出コストが比較的多い施設のみ抜粋して掲載しています。

②基本的な方針

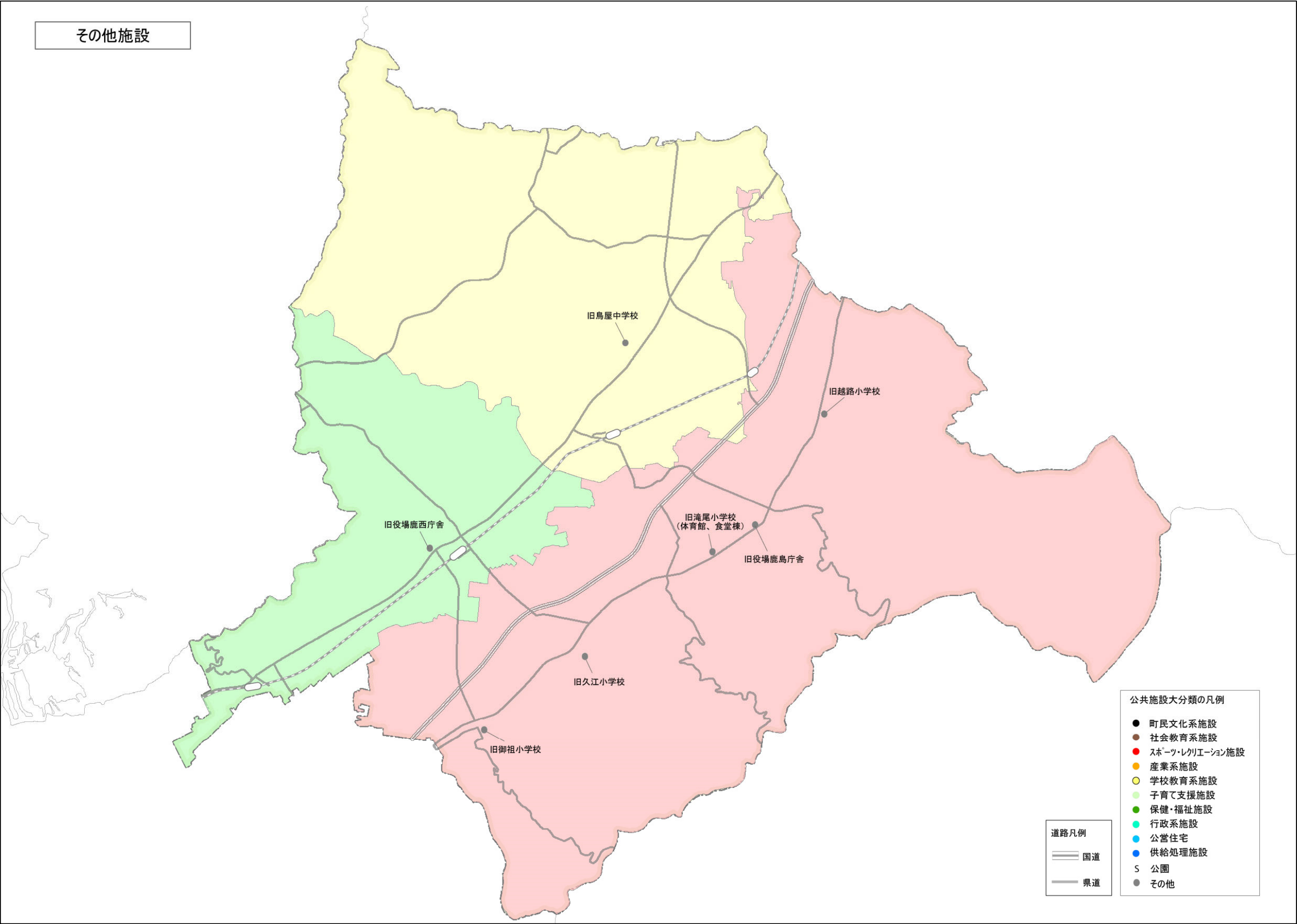
用途廃止施設については、売却を含めた適正な管理・運営方法を検討し、財政の健全化を目指します。

今後も活用する建物のうち改修期限を過ぎた建物については、事前の点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は出来る限りまとめて実施できるよう配慮すること等により効率的に改修します。

③個別施設計画の内容や方針との連動

- ・旧鳥屋学校給食センターは、令和4年3月よりとりや放課後児童クラブへ転用し、一部を学校給食の配膳スペースとして利用します。
- ・旧鹿西学校給食センターについては、転用・除却を検討します

図 26 施設分布図



5-2 インフラ系公共施設

(1) 道路

①現況

本町が管理する道路は、令和元年度末現在 1,068 路線、総延長 404,057mとなっています。

②維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
数量に関する基本方針	・ 「中能登町道路網整備計画」に基づき、順次整備を進めます。
品質に関する基本方針	・ 構造物（舗装・道路付属物等）は定期的に点検を実施し、施設の安全性を確保します。 ・ 舗装や道路付属物（標識、道路照明、法面構造物等）において個別の施設管理計画を策定し、計画的かつ適正な維持管理に努めます。
コストに関する基本方針	・ 損傷が著しくなってから大規模改修する「事後保全型」から、点検診断結果などのデータに基づき計画的な修繕を行う「予防保全型」の考え方を重視し、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図ります。

(2) 橋梁

①現況

本町が管理する橋梁は、令和元年度末現在 244 橋、総延長 1,679mとなっています。

②維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
数量に関する基本方針	・ 法令に基づく 5 年に 1 回の点検を実施し、診断結果に基づき必要に応じて取り壊しや架け替え、通行制限等を実施します。
品質に関する基本方針	・ 「中能登町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持修繕を進めます。
コストに関する基本方針	・ 損傷が著しくなってから大規模改修する「事後保全型」から、点検診断結果などのデータに基づき計画的な修繕を行う「予防保全型」の考え方を重視し、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図ります。

(3) 公園等

①現況

本町が管理する公園は、令和元年度末現在 32 箇所、総面積約 296,178 m²となっています。

②維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
数量に関する基本方針	・ 定期的に点検・診断を実施します。
品質に関する基本方針	・ 公園の長寿命化を最優先します。 ・ 公園の計画的な管理を行うため、町が管理する公園において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
コストに関する基本方針	・ 施設管理の容易さと公園工事資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。 ・ 関連法令の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な公園整備を行います。

(4) 上水道施設

①現況

本町が管理する上水道施設は、給水区域面積 39.81k m²、水道管総延長は 259,572m となっています。

②維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
数量に関する基本方針	・ 水需要に対応する施設規模を目標とします。 ・ 定期的に点検・診断を実施します。
品質に関する基本方針	・ 水質基準に合致した安全な水を供給します。 ・ 法定耐用年数に応じた長寿命化を最優先します。 ・ 水道施設の計画的な管理を行うため、予防保全型の施設管理計画を策定します。
コストに関する基本方針	・ 将来コストの縮減に努めます。 ・ 漏水を防止し、有収率の向上を目指します。

(5) 下水道施設

①現況

本町が管理する下水道施設は、公共下水道処理区域面積 7.07k m²、農業集落排水処理区域面積 0.58k m²、個別排水処理区域面積 0.05k m²、下水道管総延長は 258,312mとなっています。

②維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
数量に関する基本方針	・ 人口に対応する施設規模を目標とします。 ・ 定期的に点検・診断を実施します。
品質に関する基本方針	・ 法定耐用年数に応じた長寿命化を最優先します。 ・ 下水道施設の計画的な管理を行うため、予防保全型の施設管理計画を策定します。
コストに関する基本方針	・ 将来コストの縮減に努めます。

(6) 農林水産業施設

①現況

本町が管理する農林水産業施設は、農業水利施設（基幹的水路 13 路線、農業用ため池 101 箇所、揚水機 87 箇所）、農道総延長 134,405m、林道総延長は 31,186mとなっています。

②維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
数量に関する基本方針	・ 施設の日常及び定期点検や機能診断を実施し、診断結果に基づき必要に応じた更新整備や廃止を実施します。
品質に関する基本方針	・ 日常点検並びに定期点検を実施し、施設の安全性を確保します。 ・ 重要構造物並びに機械設備において個別の施設管理計画を策定し、計画的かつ適正な維持管理に努めます。
コストに関する基本方針	・ 損傷が著しくなってから大規模改修する「事後保全型」から、点検診断結果などのデータに基づき計画的な修繕を行う「予防保全型」の考え方を重視し、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図ります。

(7) 光ファイバー等

①現況及び維持管理に関する基本方針

本町はインフラ資産として光ファイバーケーブル等を保有しており、今後は道路・橋梁や上下水道とともに、光ファイバー網等の維持管理が必要です。

5-3 土地の管理に関する基本的な方針

①現況

本町の土地固定資産台帳を基にした地目別面積では保安林が 28.6%を占め最も広く、次いで宅地の 26.4%となっています。

地 目	面 積	構成比
宅地	500,620 m ²	26.5 %
学校用地	200,193 m ²	10.5 %
公園・墓地・境内	194,761 m ²	10.3 %
田・畑	25,221 m ²	1.3 %
雑種地	199,854 m ²	10.5 %
山林・原野	192,662 m ²	10.1 %
池沼・堤塘・溜池・井溝	9,833 m ²	0.5 %
公衆用道路	1,817 m ²	0.1 %
鉄軌道用地	1,439 m ²	0.1 %
牧場	19,175 m ²	1.0 %
上下水道用地	8,016 m ²	0.4 %
用悪水路	839 m ²	0.0 %
保安林	543,921 m ²	28.7 %
その他	202 m ²	0.0 %

②維持管理に関する基本方針

基本方針	内 容
数量に関する基本方針	・ 施設整備に必要な土地の確保については、公園、道路、河川を除き、新たな土地取得は基本的に行いません。
品質に関する基本方針	・ 地域特性、履歴、安全性、環境・福祉への対応性など、土地の品質を診断し、活用や処分の判断材料とします。
コストに関する基本方針	・ 行政目的のための利用が見込まれない土地は、積極的に処分します。 ・ 統廃合で発生する未利用地についても、他施設への転用の可能性のない場合には処分します。 ・ 点検や樹木管理等の管理費用を縮減させます。

6 公共施設管理の継続的な推進に関する方針

公共施設マネジメントを継続的に推進していくためには、全庁的な推進体制の構築、PDCA サイクルの導入による進捗管理等の管理体制の構築が不可欠です。

また、マネジメントを効率的に実施していくためには、施設データや点検記録等の情報に関する管理や共有のあり方もあらかじめ定めておくことが有効です。

更に、財政との連携や基金の設置等、計画に実行性を持たせることは、マネジメント推進に大きく寄与します。

また、マネジメントの推進には町民の理解や協働も欠かせないため、マネジメントの方向性に関する情報共有や今後の運営に関する町民との対話を基盤としながら、町民との協働によるマネジメント推進を図っていきます。

①管理体制の構築

今後の公共施設のマネジメントを進めるにあたっては、庁内検討・意思決定を図るとともに職員意識の啓発・人材育成を図る観点から、公共施設マネジメントを担当する部署を定めて、全庁的な公共施設マネジメント推進体制の構築を検討します。

また従来の縦割り型の施設管理から、庁内横断的な施設管理への転換を図るとともに、公共施設に関する情報を集約する観点から、PDCA サイクルに則した公共施設マネジメントを実現するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

②情報管理共有のあり方

公共施設を所管する庁内各課において個別に管理されている公共施設の基本情報や、点検・診断履歴、修繕履歴情報等の情報の一元化を図るために、公共施設等管理システムを活用し、新公会計システムの運用に伴う固定資産台帳との連携等を図ります。

③情報公開と町民参加

今後の公共施設マネジメントにおいては、「本計画」と「個別施設計画」の連動が重要と考え、各施設の課題・方針を町民と共有していく必要があるため、広報誌やホームページを通じた積極的な情報発信や意見の収集、「個別施設計画」の実現に向けた町民や地域団体を交えた勉強会・検討会等を開催します。

④計画の実効性の確保

本計画に定める公共施設等の維持管理方針については、町民への公共サービスの枠組みを決定づける性格から、町の最上位計画である総合計画との連携を図るとともに、財政との連携を図ることにより、計画の実効性を担保して、個別施設計画に展開するものとします。

⑤個別計画の策定と事業の推進

本計画の目標に掲げたとおり、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、将来費用負担と充当可能財源のバランスを確立することが切実に求められています。

このため、「本計画」の下位計画にあたる「個別施設計画」を、令和3年3月に策定しました。施設ごとの方針の実行には、個別の施設に関する議論を図る観点から、町民や地域団体などを交

えた勉強会・検討会等を行い、円滑な合意形成が図られるように配慮する必要があります。